

令和 2 (2020) 年度  
川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査  
報 告 書

令和 2 (2020) 年 11 月  
川崎市市民文化局人権・男女共同参画室

# 目 次

1	調査概要	1
2	調査結果	3
3	現状と課題及び今後の方向性	7

## 集計データ

1	審議会等委員への女性の参加状況 [年度別]	10
2	審議会等委員への女性の参加状況 [局区別]	11
3	審議会等委員への女性の参加状況 [根拠法令別]	12
4	会長・副会長への女性の参加状況	12
5	公募委員への女性の参加状況	12
6	審議会等委員への女性の参加状況 [審議会等別]	13
7	各局区の審議会等における女性委員の参加比率分布	30
8	女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画	31

## 参考資料

	川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱	33
	川崎市審議会等委員の女性の参加状況調査票 (様式1)	37
	女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画書 (様式2)	38

# 令和 2 (2020) 年度川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査について 【結果報告】

## 1 調査概要

### (1) 目的

本調査は、「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」（以下「参加促進要綱」という。）第 6 条に定める「女性の参加状況調査」（以下「調査」という。）であり、第 4 期川崎市男女平等推進行動計画<sup>\*1</sup>（以下「本市行動計画」という。）の施策「審議会等の市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進」の全局における事業目標、

①審議会等委員の女性比率が令和 3 (2021) 年度までに 40%となるよう目指す

②女性委員ゼロの審議会等をなくす

の達成状況を把握するため実施しているものである<sup>\*2</sup>。

本市行動計画は、「男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）」に定める計画であり、本市の施策は、同法第 5 条に規定する「男女共同参画社会の形成<sup>\*3</sup>は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保されることを旨として行わなければならない」に沿ったものである。

国では、男女共同参画社会の形成を目指し、「社会のあらゆる分野において、令和(2020)年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になるよう期待する（平成 15(2003)年 6 月男女共同参画推進本部決定）」と目標を掲げ、取組を進めてきたが、目標について「必ずしも国民運動と呼べるほどまでは社会全体で十分共有されなかった」こともあり、更に実効性のある「積極的改善措置」（ポジティブ・アクション）<sup>\*4</sup>が必要だとしている（平成 27(2015)年 12 月策定「第 4 次男女共同参画基本計画」）。

これらを踏まえて、本市では、行動計画の施策 15「審議会等の市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進」の取組として、それぞれの審議会等を所管する局本部室区の長と市民文化局長の間で、委員が確定する前に女性の参画に関する協議（以下「事前協議」という。）を実施するとともに、調査を実施し、女性の参加状況と課題及び積極的な取組推進に向けた今後の方向性を報告書として示している。

---

<sup>\*1</sup> 男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現を目指すため、男女平等施策を計画的かつ総合的に推進することを目的とした行動計画。平成 30(2018)年 3 月に、第 4 期行動計画を策定した。

<sup>\*2</sup> 参加促進要綱第 3 条では、「男女ほぼ同数で構成することを最終目標」とし、上記の①②の目標を掲げている。第 3 期行動計画では、「委員が男女ほぼ同数(40～60%)で構成されている審議会等の数を全体の 30%とする」を目標として位置付けていたが、委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等の割合については、平成 29 (2017) 年度に 34.7%と目標数値を達成したため、第 4 期行動計画では、目標としての位置付けをなくしている。

<sup>\*3</sup> 「男女共同参画社会基本法」第 2 条第 1 号において、男女共同参画社会の形成とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう」と規定している。

<sup>\*4</sup> 「男女共同参画社会基本法」第 2 条第 2 号において、積極的改善措置とは、「前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう」と規定している。

(2) 対象審議会等、調査基準日及び実施期間

- ア 対象審議会等 局本部室区（以下「局区」という。）所管の審議会等  
「地方自治法」、「川崎市附属機関設置条例」、「附属機関等の設置等に関する要綱」等に基づき分類（表1参照）
- イ 調査基準日 令和2(2020)年6月1日現在
- ウ 実施期間 令和2(2020)年6月29日（月）～7月27日（月）

表1 対象となる審議会等の分類

附属機関	<u>地方自治法第138条の4の規定に基づき設置された附属機関</u> (地方自治法第138条の4第3項)普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。
部会	<u>附属機関に設置された部会</u> (川崎市附属機関設置条例第8条)附属機関は、必要に応じ部会を設置することができる。
専門委員	<u>地方自治法第174条の規定に基づき設置された専門委員</u> (地方自治法第174条)普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。
懇談会等	<u>要綱等に基づき開催される懇談会及び附属機関等に準ずるもの</u> (附属機関等の設置等に関する要綱第2条の2)「懇談会」とは、法律又は条例の規定に基づかず、市が抱える個別具体的な課題等に対し、専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として、要綱等により開催するものをいう。 (附属機関等の設置等に関する要綱第2条の3)「附属機関等に準ずるもの」とは、執行機関を除く公営企業管理者が設置する附属機関等に類似したものをいう。

※調査基準日(毎年6月1日)現在、①未設置、②休止中(附属機関、部会、専門委員は委嘱している委員がない)の審議会等は除外

(3) 調査様式及び項目

- ア 川崎市審議会等委員の女性の参加状況調査票 (P37 様式1参照)
- (ア) 審議会等の名称及び所管課(室)
  - (イ) 根拠法令等及び根拠法令等による設置の区分
  - (ウ) 令和2(2020)年6月1日現在の活動状況
  - (エ) 委員内訳(定数、委員総数、女性委員数、公募委員数)
  - (オ) 会長及び副会長の性別
  - (カ) 委員の任期
  - (キ) 今後の方向性(継続又は解消)
- イ 女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画書 (P38 様式2参照) \*5
- (ア) 審議会等の名称及び所管課(室)

\*5 女性委員ゼロの審議会等を対象としている。

- (イ) 委員の任期
- (ウ) 現委員の任期満了年月日
- (エ) 女性委員ゼロとなった理由
- (オ) 女性の参加促進計画

## 2 調査結果

### (1) 概要

#### ア 審議会等委員の女性比率について

**31.1%** (昨年度比 0.1 ポイント減)

目標① 審議会等委員の女性比率が令和 3 (2021)年度までに 40%となるよう目指す

#### イ 女性委員ゼロの審議会等について

**19** (昨年度比 2 減)

目標② 女性委員ゼロの審議会等をなくす

### (2) 詳細

令和 2 (2020)年 6 月 1 日現在の本市の審議会等委員における女性の参加状況に関する調査結果は、次のとおりである。なお、比率については、審議会等の委員総数を 100%として算出し、小数点以下第 2 位を四捨五入している。そのため、構成比の合計が 100%にならない場合がある。

#### ア 審議会等委員の女性比率について

##### (ア) 審議会等委員の内訳 (表 2 参照)

女性比率は 31.1% (昨年度比 0.1 ポイント減)、審議会等の委員総数は 3,046 人で内訳は女性 946 人、男性 2,100 人となっている。なお、委員総数は昨年に比べ 24 人増加し、内訳は女性 3 人、男性 21 人となっている。

表 2 川崎市の審議会等の委員総数及び参加比率 (男女別)

	平成 30 (2018)年度		令和元 (2019)年度		令和 2 (2020)年度	
女性	956 人	30.7%	943 人	31.2%	946 人	31.1%
男性	2,154 人	69.3%	2,079 人	68.8%	2,100 人	68.9%
総数	3,110 人	100.0%	3,022 人	100.0%	3,046 人	100.0%

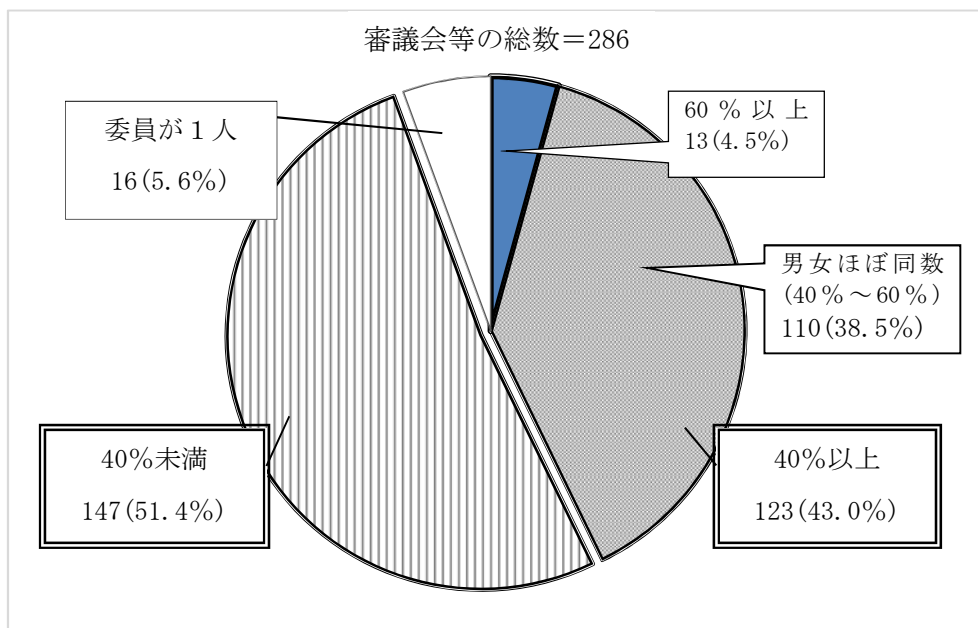
(調査基準日は毎年 6 月 1 日)

##### (イ) 目標値の達成状況について (図 1 参照)

審議会等の総数は 286 で昨年度に比べ 4 増となっている。286 のうち、女性比率 40%を達成した審議会等は 123 で全体の 43.0%、40%未満は 147 (51.4%) となっている。女性比率 40%を達成した審議会等のうち、男女ほぼ同数 (40%~60%) の審議会等は 110 (38.5%)、女性比率 60%以上が 13 (4.5%) である。なお、委員が 1 人で構成さ

れるため比率を把握していない審議会等が 16(5.6%)となっている。

図1 女性比率の目標値40%の達成状況



(ウ) 局本部室区別の達成状況について (表3参照)

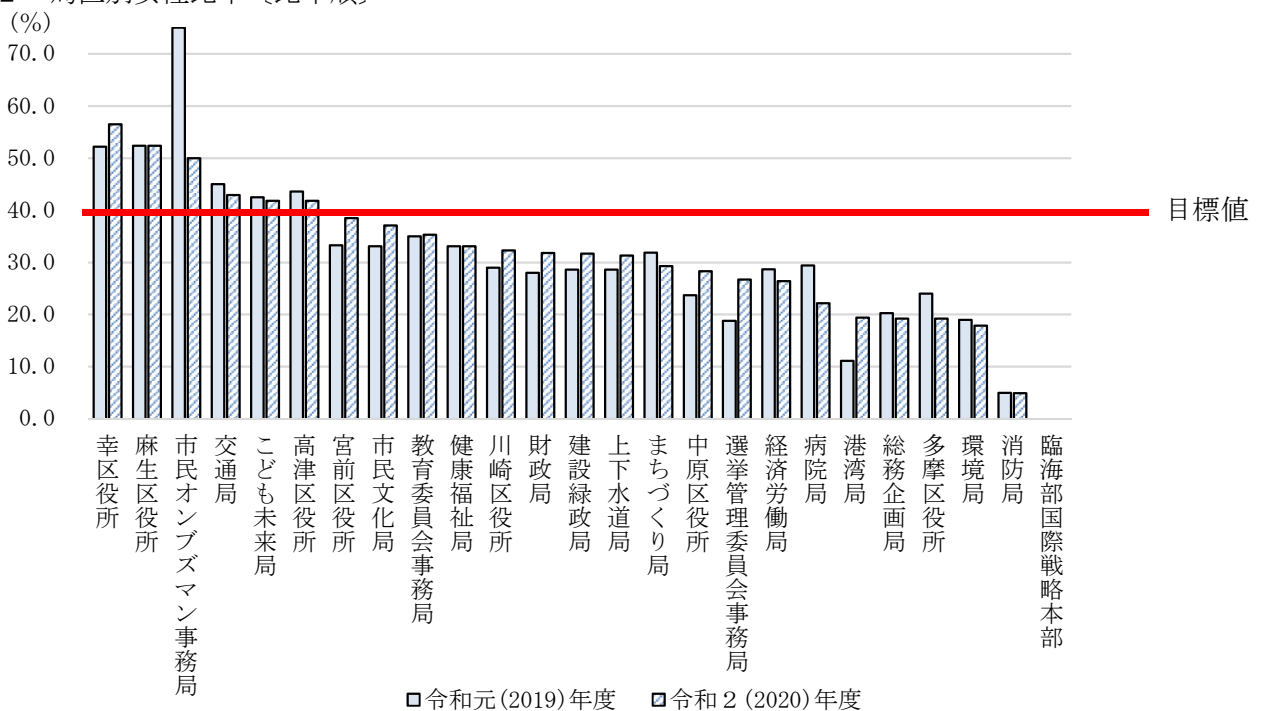
審議会等委員への女性の参加比率が、男女ほぼ同数(40%~60%)の局区は、昨年度から引き続き、こども未来局、幸区役所、高津区役所、麻生区役所、交通局が達成し、加えて、今年度から新たに市民オンブズマン事務局が加わり、6局区となっている。なお、昨年度から比率が1ポイント以上増加した局区の数10で、1ポイント以上減少した局区の数9である。

表3 局区別女性比率

局本部室区名	令和元(2019)度 女性比率 (B)	令和2(2020)度 女性比率 (A)	女性比率の増減 ポイント (A - B)
総務企画局	20.3%	19.2%	△1.1
財政局	28.0%	31.8%	3.8
市民文化局	33.1%	37.1%	4.0
経済労働局	28.7%	26.4%	△2.3
環境局	19.0%	17.9%	△1.1
健康福祉局	33.1%	33.1%	—
こども未来局	42.5%	41.8%	△0.7
まちづくり局	31.9%	29.3%	△2.6
建設緑政局	28.6%	31.7%	3.1
港湾局	11.1%	19.4%	8.3
臨海部国際戦略本部	—	0.0%	—

川崎区役所	29.0%	32.3%	3.3
幸区役所	52.2%	56.5%	4.3
中原区役所	23.7%	28.3%	4.6
高津区役所	43.6%	41.8%	△1.8
宮前区役所*6	33.3%	38.5%	5.2
多摩区役所	24.0%	19.2%	△4.8
麻生区役所	52.4%	52.4%	—
会計室	—	—	—
上下水道局	28.6%	31.3%	2.7
交通局	45.0%	42.9%	△2.1
病院局	29.4%	22.2%	△7.2
消防局	5.0%	4.9%	△0.1
市民オンブズマン事務局	75.0%	50.0%	△25.0
教育委員会事務局	35.0%	35.3%	0.3
選挙管理委員会事務局	18.8%	26.7%	7.9
監査事務局	—	—	—
人事委員会事務局	—	—	—
議会局	—	—	—
全局本部室区	31.2%	31.1%	△0.1

図2 局別女性比率〔比率順〕



\*6 宮前区役所の女性比率は38.5%となっているが、所管する2つの審議会等それぞれは女性比率を達成している(2つ審議会等のうち1つは、委員3人の審議会等で女性が1人いる。)

イ 女性委員ゼロの審議会等について（表4参照）

女性委員ゼロの審議会等の数は19で総数286のうち6.6%を占めている。昨年度と比べ、数としては2減少した。

昨年度ゼロと把握した審議会等は21あり、そのうち14は今年度調査でも引き続きゼロとなっているが、7はゼロを解消した。しかしながら、今年度調査で新たに5の審議会等が女性委員ゼロとなったため、今年度の女性委員ゼロの審議会等の数は19となっている。19の審議会等の分類は、附属機関が8(42.1%)、部会が8(42.1%)、懇談会等が3(15.8%)となっている。

女性委員ゼロとなった主な理由は専門家・学識経験者に女性が少ないことであり、次いで、推薦を依頼する団体に女性の参画が少ないことが挙げられている\*7。

なお、女性委員ゼロの解消に向けて、各局区では、現員の学識経験者に、女性委員に関する情報提供を求めることや、任期途中で委員が交代する場合には、女性の参画に向け、候補者に働きかけるなどが挙げられている。

表4 女性委員ゼロの審議会等一覧〔局区別〕

市民文化局（1）	川崎市差別防止対策等審査会
経済労働局（1）	川崎市農業委員会委員選考委員会
健康福祉局（6）	川崎市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会、川崎市地域医療審議会災害時医療体制検討部会、川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会、川崎市感染症対策協議会新型インフルエンザ等対策検討委員会、川崎市指定難病審査会、川崎市指定難病審査会代謝・内分泌系疾患群専門部会
まちづくり局（4）	川崎市駐車場整備計画策定に関する検討会議、川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会、都市計画道路網のあり方検討小委員会、川崎市宅地耐震化推進事業検討懇談会
建設緑政局（1）	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会多摩川緑地部会
臨海部国際戦略本部（1）	臨海部ビジョン推進懇談会
多摩区役所（1）	川崎市多摩区指定管理者選定評価委員会
消防局（3）	川崎市メディカルコントロール協議会安全管理検討部会、川崎市危険物等保安審議会、川崎市コンビナート安全対策委員会
教育委員会事務局（1）	川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会調査部会

\*7 P31「8 女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画」参照



### 3 現状と課題及び今後の方向性

#### (1) 現状と課題

##### ア 現状

##### (ア) 昨年度調査基準日以降の変動

目標①「審議会等委員の女性比率が令和3(2021)年度までに40%となるよう目指す」は、令和2(2020)年度は31.1%と、昨年度の31.2%から0.1ポイント減となっている。

女性比率が0.1ポイント減と昨年度から大きな変動が見られなかった背景には、昨年度の調査基準日以降、新規設置、廃止・休止、改選などに伴い、女性委員の増減があったが、結果として女性参加の改善に繋がらなかったことが挙げられる。表5「昨年度からの審議会等委員における女性参加の変動状況」のとおり、昨年度調査以降の女性委員の変動をみると、まず、新たに設置された審議会等が23あり、54人の女性委員の増加となっている。一方で、廃止・休止となった審議会等が20あり、55人の女性委員の減少となっている。また、昨年度から継続的に設置されている審議会等263のうち、改選があった審議会等が154あり、全体で女性委員を9人増加しているが、改選がなかった審議会等109が任期途中の委員交代などで女性委員を5人減少させている。こうした変動が、女性委員の増減を打ち消しあい、結果として全体の女性委員数は、昨年度より3人増にとどまった。また、女性比率としては、新たに設置された審議会等の女性の参加状況が、廃止・休止された審議会等より低いこともあり、0.1ポイント減の31.1%となっている。

表5 昨年度からの審議会等委員における女性参加の変動状況

	審議会等の数	女性比率 (女性人数/委員総数)	女性委員の変動数
新規	23	30.7% (54人/176人)	54人
(参考) 廃止・休止	△20	36.9% (55人/149人)	△55人
継続	改選あり	26.8% (434人/1,620人)	9人
	改選なし	36.6% (458人/1,250人)	△5人
総数	286	31.1% (946人/3,046人)	3人

目標②「女性委員ゼロの審議会等をなくす」は、女性委員ゼロの審議会が19と、昨年度から2減となっている。

女性委員ゼロの審議会等が2減となった要因としては、昨年度の調査基準日以降、新たに5の審議会等が女性委員ゼロとなったが、7の審議会等が女性委員ゼロの状況を解消したことが挙げられる。女性委員ゼロとなった理由としては、その審議会等に必要ない専門知識を持つ学識経験者等に女性が少ないことや、推薦を依頼する団体に女性の参画が少ないことがある。

(イ) 女性の参加促進に向けた取組状況

審議会等委員への女性の参加促進に向け、人権・男女共同参画室は昨年度の調査報告書を踏まえ、効果的な事前協議制の実施に向けた情報収集を行った。また、人権・男女共同参画室が所属する市民文化局を対象に「市民文化局達成キャラバン」を実施した。

まず一つ目の効果的な事前協議制の実施に向けた情報収集については、政令指定都市と東京都が構成員となる大都市男女共同参画行政主幹者会議にて、令和2年度の議題の一つとして効果的な事前協議制度の実施を提案<sup>\*8</sup>し、他都市の取組状況を把握した。具体的には、①事前協議制度の実施の有無、②事前協議を実施する時期の目安、③事前協議実施に先駆けた働きかけの有無、④すでに目標女性比率を達成している審議会等に対するインセンティブの有無、⑤目標比率を達成していない審議会等に対するペナルティの有無を質問項目とした。

各都市の回答から、①事前協議制度の実施の有無については、21都市中18都市が本市と同様に事前協議を実施していた。②事前協議を実施する時期の目安については、「目安なし」と回答した都市もあったが、14都市が改選の数か月前を提出時期としており、うち9都市が本市と同様に3か月前を目安としていた。③事前協議実施に先駆けた働きかけについては、16都市が行っており、具体的には庁内会議・研修の機会や所属長名での書面依頼を通じた女性参加促進の要請(10都市)、毎年度所管課に対して女性委員登用計画書の作成依頼(2都市)があった。④すでに目標女性比率を達成している審議会等に対するインセンティブについては、有と回答した都市はなかった。⑤目標比率を達成していない審議会等に対するペナルティについては、2都市が有と回答し、具体的には、今後の具体的な改善策について報告を求める、年度末に女性委員が35%未満の審議会等名を公表するなどが挙げられた。各都市の回答結果から、事前協議の実施については、具体的なインセンティブやペナルティを実施している都市は少ないが、事前協議の実施に先駆けた庁内への働きかけは毎年度継続的に行っている都市は多いことが把握された。

二つ目の「市民文化局達成キャラバン」については、人権・男女共同参画室が所属する市民文化局の女性比率が、令和元年度調査で33.1%となっており、40%の目標達成には至っていない状況を踏まえ、改選が近い審議会等を所管する各課(室)の取組を促進することを目的に実施した啓発の取組である。具体的には、対象課(室)の担当職員と人権・男女共同参画室職員が面談を行い、現状の課題や取組を把握し、女性の人材確保に向けた情報提供や助言を行った。結果として、3つの審議会等で4人の女性委員の確保に繋がり、令和2年度の女性比率は37.1%と、昨年度より4ポイント増となった。目標達成には至らなかったが、上記取組を通じて各所管課(室)への働きかけの効果が把握された。

---

<sup>\*8</sup> 令和2年度の会議については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面会議で開催された。

## イ 課題

目標①の女性比率については、ア（ア）現状のとおり、昨年度から大きな変動が見られず、0.1ポイント減となり、目標値達成まで8.9ポイントの開きがある。比率向上に向け、引き続き、委員選任を行う審議会等に対し女性委員の確保を促進していく必要がある。また、目標②の女性委員ゼロの審議会等の数については、昨年度からゼロの状態を解消した審議会等もあるが、新たにゼロとなった審議会等もあり、結果としては2減の19となっている。令和3（2021）年度の目標値達成まで残り1年となっており、効果的な庁内への働きかけが必要となっている。

## (2) 今後の方向性

本市では、平成27（2015）年から平成30（2018）年にかけて庁内啓発キャンペーンである「女性委員プラスワンキャンペーン」等（以下「キャンペーン」という。）を実施し、一定の効果を得られたことから、昨年度は一度キャンペーンを終了していた。しかしながら、今年度の女性比率に大きな変動が見られなかったこと、また、上述のとおり、他都市においては継続的な庁内への働きかけを行っていること、市民文化局に限定した働きかけで一定の効果を得られたことから、改めて、事前協議実施前に審議会等の所管課（室）に対し、継続的な働きかけを実施する重要性が認識された。人権・男女共同参画室では、今年度の調査結果を踏まえ、次の2つの取組を検討していく。

### ア 審議会等委員への女性参加促進に向けた庁内への働きかけの実施

審議会等委員の女性比率向上に向けては、審議会等の所管担当課（室）が自主的な取組を推進することが求められており、そのためには、委員検討段階で女性委員の確保に向けた働きかけを行うことが重要である。今年度については、過去3か年にわたって実施したキャンペーンの経験を生かし、審議会等委員の女性参加促進に向けた庁内意識啓発を行うこととする。なお、働きかけについては、継続的に行うことが重要なため、実施を制度化することなども視野に入れて内容を検討していく。

### イ 女性委員の確保に向けた情報提供の実施

審議会等の所管担当課（室）が女性委員を確保するためには、各審議会等の専門性に詳しい学識経験者を確保することが重要となるが、令和元（2019）年度現在、研究者に占める女性の割合は16.6%となっており、特に理学、工学、農学、医学・歯学の分野において女性の割合が特に少ない状況となっている\*9。こうした状況を反映して、近年、各審議会等の所管課（室）から人権・男女共同参画室に対し、特に上記の分野に関する女性学識経験者の紹介の相談が寄せられることがあり、本市及び近隣都市で審議会等委員を務める学識経験者をリストアップし情報提供を行っている。今年度については、引き続き各所管課（室）からの相談に応じるとともに、情報提供を行っていることを庁内に周知していく。

\*9 内閣府男女共同参画局発行「令和2年度版男女共同参画白書」P126～129 参照

# 集 計 デ ー タ

# 1 審議会等委員への女性の参加状況〔年度別〕

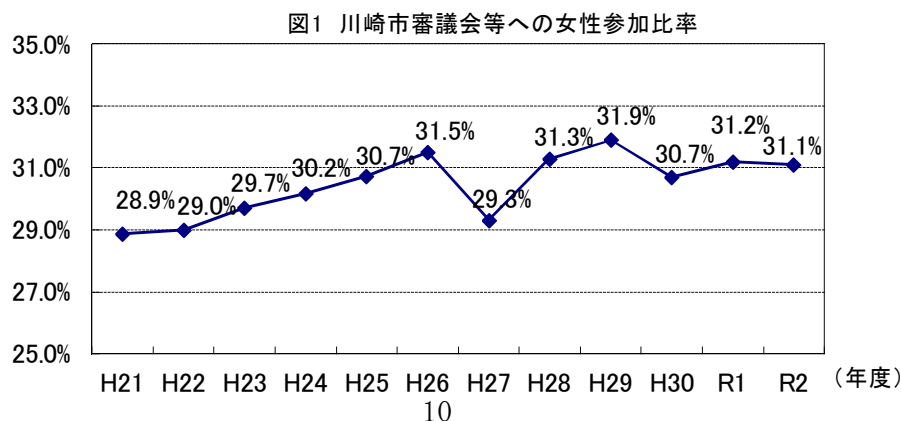
毎年6月1日現在

	審議会等の数	女性委員ゼロの審議会等の数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性比率(%)
平成2(1990)年度	129	53	3,389	486	2,903	14.3%
平成3(1991)年度	122	40	3,223	527	2,696	16.4%
平成4(1992)年度	123	42	3,420	560	2,860	16.4%
平成5(1993)年度	201	53	3,373	607	2,766	18.0%
平成6(1994)年度	200	46	3,288	587	2,701	17.9%
平成7(1995)年度	219	42	3,730	746	2,984	20.0%
平成8(1996)年度	243	36	3,990	828	3,162	20.8%
平成9(1997)年度	233	36	3,704	841	2,863	22.7%
平成10(1998)年度	244	27	3,747	904	2,843	24.1%
平成11(1999)年度	217	27	3,104	705	2,399	22.7%
平成12(2000)年度	213	25	3,334	808	2,526	24.2%
平成13(2001)年度	213	22	3,304	796	2,508	24.1%
平成14(2002)年度	214	18	3,254	847	2,407	26.0%
平成15(2003)年度	215	22	3,339	905	2,434	27.1%
平成16(2004)年度	207	21	3,184	872	2,312	27.4%
平成17(2005)年度	188	16	2,892	804	2,088	27.8%
平成18(2006)年度	185	18	2,848	769	2,079	27.0%
平成19(2007)年度	213	15	3,079	858	2,221	27.9%
平成20(2008)年度	214	13	3,067	857	2,210	27.9%
平成21(2009)年度	214	14	3,100	895	2,205	28.9%
平成22(2010)年度	221	17	3,191	925	2,266	29.0%
平成23(2011)年度	227	12	3,242	963	2,279	29.7%
平成24(2012)年度	234	10	3,286	992	2,294	30.2%
平成25(2013)年度	227	8	3,221	990	2,231	30.7%
平成26(2014)年度	239	14	3,381	1,064	2,317	31.5%
平成27(2015)年度	231	16	2,973	870	2,103	29.3%
平成28(2016)年度	253	20	2,991	936	2,055	31.3%
平成29(2017)年度	271	24	3,192	1,017	2,175	31.9%
平成30(2018)年度	284	20	3,110	956	2,154	30.7%
令和元(2019)年度	282	21	3,022	943	2,079	31.2%
令和2(2020)年度	286	19	3,046	946	2,100	31.1%

\*「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」は平成2(1990)年6月1日に施行した。

\*全ての審議会等を調査対象としている。

\*平成26(2014)年度に「附属機関等の見直し」が実施された。



## 2 審議会等委員への女性の参加状況 [局区別]

No	局区名	審議会等の数(ア)と前年度比	男女ほぼ同数で構成される審議会等の数と全体(ア)に占める割合	女性比率が40%に満たない審議会等の数と全体(ア)に占める割合	全体(ア)のうち女性委員ゼロ審議会等の数	委員総数	女性委員数	女性比率と前年度比
1	総務企画局	24 ( 2 )	12 ( 50.0% )	10 ( 41.7% )	0	339	65	19.2% ( △ 1.1 )
2	財政局	6 ( △ 1 )	4 ( 66.7% )	1 ( 16.7% )	0	22	7	31.8% ( 3.8 )
3	市民文化局	15 ( △ 1 )	7 ( 46.7% )	6 ( 40.0% )	1	167	62	37.1% ( 4.0 )
4	経済労働局	18 ( 0 )	2 ( 11.1% )	15 ( 83.3% )	1	178	47	26.4% ( △ 2.3 )
5	環境局	11 ( △ 2 )	3 ( 27.3% )	8 ( 72.7% )	0	117	21	17.9% ( △ 1.1 )
6	健康福祉局	94 ( 5 )	24 ( 25.5% )	54 ( 57.4% )	6	1,092	361	33.1% ( — )
7	子ども未来局	21 ( △ 1 )	14 ( 66.7% )	5 ( 23.8% )	0	184	77	41.8% ( △ 0.7 )
8	まちづくり局	18 ( 2 )	8 ( 44.4% )	9 ( 50.0% )	4	140	41	29.3% ( △ 2.6 )
9	建設緑政局	11 ( 1 )	6 ( 54.5% )	5 ( 45.5% )	1	63	20	31.7% ( 3.1 )
10	港湾局	2 ( 1 )	1 ( 50.0% )	1 ( 50.0% )	0	31	6	19.4% ( 8.3 )
11	臨海部国際戦略本部	1 ( 1 )	0 ( 0.0% )	1 ( 100.0% )	1	4	0	0.0% ( — )
12	川崎区役所	6 ( 0 )	4 ( 66.7% )	2 ( 33.3% )	0	31	10	32.3% ( 3.3 )
13	幸区役所	3 ( 0 )	3 ( 100.0% )	0 ( 0.0% )	0	23	13	56.5% ( 4.3 )
14	中原区役所	7 ( 0 )	3 ( 42.9% )	4 ( 57.1% )	0	60	17	28.3% ( 4.6 )
15	高津区役所	5 ( 0 )	4 ( 80.0% )	1 ( 20.0% )	0	55	23	41.8% ( △ 1.8 )
16	宮前区役所	2 ( 0 )	2 ( 100.0% )	0 ( 0.0% )	0	13	5	38.5% ( 5.2 )
17	多摩区役所	3 ( 0 )	0 ( 0.0% )	3 ( 100.0% )	1	26	5	19.2% ( △ 4.8 )
18	麻生区役所	3 ( 0 )	1 ( 33.3% )	1 ( 33.3% )	0	21	11	52.4% ( — )
19	上下水道局	2 ( 1 )	1 ( 50.0% )	1 ( 50.0% )	0	16	5	31.3% ( 2.7 )
20	交通局	3 ( 0 )	2 ( 66.7% )	1 ( 33.3% )	0	21	9	42.9% ( △ 2.1 )
21	病院局	2 ( 0 )	0 ( 0.0% )	2 ( 100.0% )	0	18	4	22.2% ( △ 7.2 )
22	消防局	5 ( 0 )	0 ( 0.0% )	5 ( 100.0% )	3	41	2	4.9% ( △ 0.1 )
23	市民オンブズマン事務局	2 ( △ 2 )	2 100.0%	0 ( 0.0% )	0	4	2	50.0% ( △ 25.0 )
24	教育委員会事務局	21 ( △ 2 )	7 ( 33.3% )	11 ( 52.4% )	1	365	129	35.3% ( 0.3 )
25	選挙管理委員会事務局	1 ( 0 )	0 ( 0.0% )	1 ( 100.0% )	0	15	4	26.7% ( 7.9 )
<b>合計</b>		<b>286 ( 4 )</b>	<b>110 ( 38.5% )</b>	<b>147 ( 51.4% )</b>	<b>19</b>	<b>3,046</b>	<b>946</b>	<b>31.1% ( △ 0.1 )</b>

\*委員総数が3人の審議会等は、男女いずれか1人いる状態で男女ほぼ同数の審議会等としている。

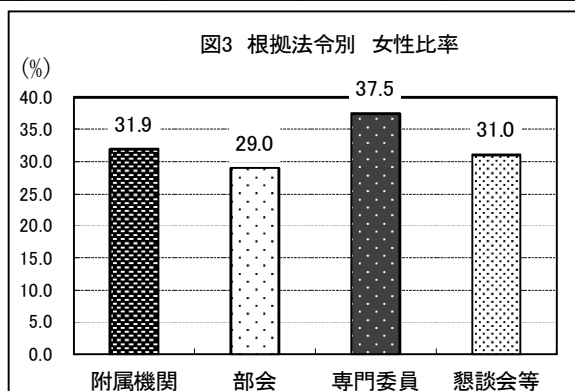
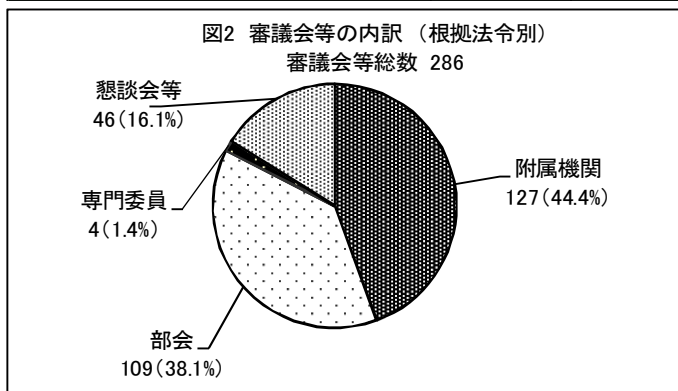
\*29局本部室区に対し調査を行った結果、25の局本部区が活動中の審議会等を所管していた。

\*委員総数のうち女性の占める割合が男女ほぼ同数(40%~60%)にある局区は、子ども未来局、幸区役所、高津区役所、麻生区役所、交通局、市民オンブズマン事務局の6局区である。

### 3 審議会等委員への女性の参加状況 [根拠法令別]

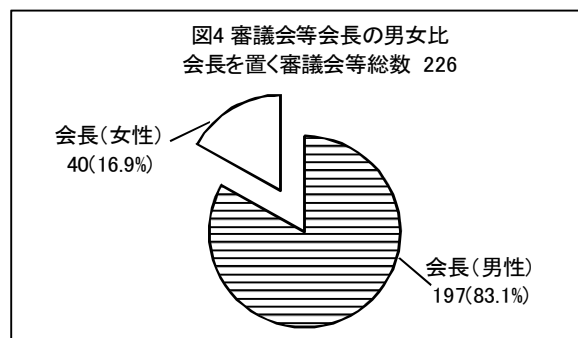
※区分の詳細については、P2参照

根拠法令別	審議会等の数	女性委員ゼロの審議会等数	委員総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性比率
附属機関	127	8	1,789	571	1,218	31.9%
部会	109	8	769	223	546	29.0%
専門委員	4	0	8	3	5	37.5%
(法律・条例 小計)	240	16	2,566	797	1,769	31.1%
懇談会等	46	3	480	149	331	31.0%
合計	286	19	3,046	946	2,100	31.1%



### 4 会長・副会長への女性の参加状況

	審議会等数	審議会等総数に占める割合	会長・副会長総数(人)	女性(人)	男性(人)	会長・副会長に就く女性の割合
会長を置いている	226	79.0%	237	40	197	16.9%
副会長を置いている	114	39.9%	117	23	94	19.7%



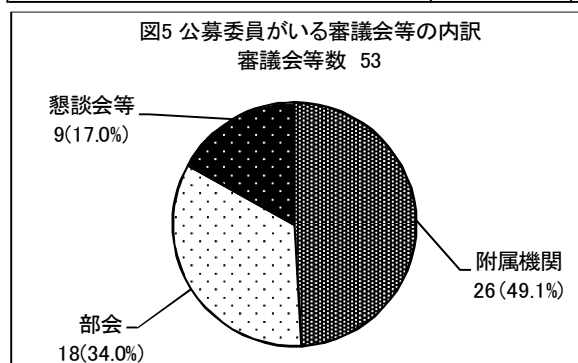
\* 審議会等総数286のうち会長を置いている審議会等の数は226で、会長に就く女性は40人(16.9%)である。

\* 副会長を置いている審議会等の数は114で、副会長に就く女性は23人(19.7%)である。

\* 会長・副会長が2人以上いる審議会等もあるため、会長・副会長総数は会長・副会長を設置している審議会等総数よりも多い。

### 5 公募委員への女性の参加状況

	審議会等数	審議会等総数に占める割合	公募委員総数(人)	女性(人)	男性(人)	公募委員に占める女性の割合
公募委員がいる	53	21.3%	136	62	74	45.6%



\* 「附属機関等の設置等に関する要綱」第6条では「附属機関等の委員を選任する際には、その設置目的、審議内容等を勘案した上で、公募により選任された委員が含まれるよう努めるものとする」としている。また、「川崎市附属機関等の委員公募実施指針」第2条の2では「公募により選任する委員の人数は、附属機関等委員数の2割以上となるように努めるものとする」としている。

\* 審議会等総数286のうち公募委員がいる審議会等の数は53(21.3%)である。公募委員に占める女性の割合は45.6%と男女ほぼ同数となる数値である。

## 6 審議会等委員への女性の参加状況 [審議会等別]

令和2(2020)年6月1日現在

※「委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等」は審議会等名の横に「☆」がついている。

No	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
<b>総務企画局</b>															
—	川崎市名誉市民推薦審議会	秘書課	附属機関												川崎市名誉市民条例第5条 川崎市名誉市民条例施行規則第6条
—	川崎市都市ブランド推進事業審査委員会	シティプロモーション推進室	附属機関												川崎市附属機関設置条例
—	川崎市ブランドメッセージ推進懇談会	シティプロモーション推進室	懇談会等												川崎市ブランドメッセージ推進懇談会開催運営要綱
1	川崎市公共事業評価審査委員会 ☆	企画調整課	附属機関		5	5	2	40.0%	0	0	2	3	6	30	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市政策評価審査委員会 ☆	企画調整課	附属機関		9	9	5	55.6%	3	1	3	4	11	30	川崎市附属機関設置条例
3	川崎市政策評価審査委員会 第1部会	企画調整課	部会	川崎市政策評価審査委員会	4	4	3	75.0%	2	1	3	4	11	30	川崎市附属機関設置条例
4	川崎市政策評価審査委員会 第2部会	企画調整課	部会	川崎市政策評価審査委員会	4	4	1	25.0%	2	0	3	4	11	30	川崎市附属機関設置条例
5	川崎市政策評価審査委員会 第3部会 ☆	企画調整課	部会	川崎市政策評価審査委員会	4	4	2	50.0%	2	1	3	4	11	30	川崎市附属機関設置条例
6	川崎市資産改革検討懇談会	公共施設総合調整室	懇談会等		5	4	1	25.0%	0	0	約1	3	3	31	川崎市資産改革検討懇談会開催運営等要綱
—	川崎市総務企画局指定管理者選定評価委員会	庶務課	附属機関												川崎市附属機関設置条例
7	川崎市行政不服審査会 ☆	コンプライアンス推進室	附属機関		9	9	4	44.4%	0	0	3	4	3	31	行政不服審査法第81条 川崎市行政不服審査条例
8	川崎市行政不服審査会 部会 ☆	コンプライアンス推進室	部会	川崎市行政不服審査会	3	3	1	33.3%	0	0	調査審議の終了まで			行政不服審査法第81条 川崎市行政不服審査条例	
—	川崎市行政不服審査会専門委員	コンプライアンス推進室	専門委員												川崎市行政不服審査条例第9条
9	川崎市情報公開・個人情報保護審査会 ☆	行政情報課	附属機関		8	8	4	50.0%	0	0	2	2	10	17	川崎市情報公開条例第25条 川崎市情報公開・個人情報保護審査会規則
10	川崎市情報公開・個人情報保護審査会第1部会 ☆	行政情報課	部会	川崎市情報公開・個人情報保護審査会	4	4	2	50.0%	0	0	2	2	10	17	川崎市情報公開条例第25条 川崎市情報公開・個人情報保護審査会規則
11	川崎市情報公開・個人情報保護審査会第2部会 ☆	行政情報課	部会	川崎市情報公開・個人情報保護審査会	4	4	2	50.0%	0	0	2	2	10	17	川崎市情報公開条例第25条 川崎市情報公開・個人情報保護審査会規則
12	川崎市情報公開運営審議会	行政情報課	附属機関		16	15	4	26.7%	2	0	2	3	12	31	川崎市情報公開条例第33条 川崎市情報公開運営審議会規則
13	川崎市資産公開等審査会 ☆	行政情報課	附属機関		7	5	2	40.0%	0	0	2	3	10	31	川崎市資産公開等審査会条例第1条
14	川崎市個人情報保護委員	行政情報課	専門委員		3	1	1	—	0	0	2	3	12	31	川崎市個人情報保護条例第36条 川崎市個人情報保護条例施行規則
—	川崎市職員懲戒審査委員会	人事課	附属機関												地方自治法施行規程第16条(必置) 川崎市職員懲戒審査委員会規則
15	川崎市退職職員の再就職候補者選考委員会 ☆	人事課	附属機関		5	4	2	50.0%	0	0	1	3	2	17	川崎市附属機関設置条例



No	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
—	川崎市特別職報酬等審議会	労務課	附属機関												川崎市特別職報酬等審議会条例
16	川崎市公務災害補償等認定委員会	職員厚生課	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	3	4	1	31	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条
17	川崎市公務災害補償等審査会 ☆	職員厚生課	附属機関		3	3	1	33.3%	0	0	3	4	1	31	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第19条
—	川崎市退職年金審査会	共済課	附属機関												川崎市職員退職年金条例第51条
18	川崎市行財政改革推進委員会	行政改革マネジメント推進室	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	1年以内	3	3	31	川崎市附属機関設置条例
19	川崎市民間活用推進委員会 ☆	行政改革マネジメント推進室	附属機関		5	5	2	40.0%	0	0	2	3	5	23	川崎市附属機関設置条例
—	川崎市民間活用推進委員会 民間提案審査部会	行政改革マネジメント推進室	部会	川崎市民間活用推進委員会											川崎市附属機関設置条例
20	川崎市防災会議	危機管理室	附属機関		70	65	5	7.7%	0	0	2年または任期なし	4	3	31	災害対策基本法第16条(必置) 川崎市防災会議条例
21	川崎市防災会議幹事会	危機管理室	部会	川崎市防災会議	若干人	63	8	12.7%	0	0	2年または任期なし	4	3	31	災害対策基本法第16条(必置) 川崎市防災会議条例
22	川崎市防災対策検討委員会	危機管理室	懇談会等	川崎市防災会議	なし	7	1	14.3%	0	0	検討の終了まで				川崎市防災会議条例
23	川崎市国民保護協議会	危機管理室	附属機関		55	53	5	9.4%	0	0	2	4	3	31	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条(必置)
24	川崎市国民保護協議会幹事会	危機管理室	部会	川崎市国民保護協議会	55	50	5	10.0%	0	0	2	4	3	31	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条(必置)
	総務企画局合計(審議会等数:24)					339	65	19.2%	11	3					
<b>財政局</b>															
—	川崎市の財政に関する研究会	財政課	懇談会等												川崎市の財政に関する研究会設置要綱
—	川崎市ファイナンスに関するリスク管理検討会	資金課	懇談会等												川崎市ファイナンスに関するリスク管理検討会設置要綱
1	川崎市土地利用審査会 ☆	資産運用課	附属機関		7	7	3	42.9%	0	0	3	4	10	31	国土利用計画法第39条(必置) 川崎市土地利用審査会条例
2	川崎市不動産評価専門委員 ☆	資産運用課	専門委員		3	3	1	33.3%	0	0	2	3	7	31	地方自治法第174条 川崎市不動産評価専門委員に関する要綱
3	川崎市作業報酬審議会	契約課	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	2	3	2	28	川崎市契約条例第11条
4	川崎市入札監視委員会 ☆	契約課	附属機関		3	3	1	33.3%	0	0	3	5	3	31	川崎市附属機関設置条例
5	川崎市政府調達苦情検討委員会 ☆	契約課	附属機関		3	3	1	33.3%	0	0	3	5	3	31	川崎市附属機関設置条例
—	川崎市税制に関する研究会	税制課	懇談会等												川崎市税制に関する研究会要綱
6	固定資産評価員	税制課	専門委員		1	1	0	—	0	0					地方税法第404条 川崎市市税条例第56条

No	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等	
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日		
	財政局合計(審議会等数:6)					22	7	31.8%	0	0						
<b>市民文化局</b>																
1	川崎市市民文化局指定管理者選定評価委員会 ☆	企画課	附属機関			8	3	1	33.3%	0	0	2	3	6	30	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市交通安全対策会議	地域安全推進課	附属機関			25	22	2	9.1%	0	0	2	3	6	30	交通安全対策基本法第18条 川崎市交通安全対策会議条例
3	川崎市外国人市民代表者会議 ☆	多文化共生推進課	附属機関			26	26	13	50.0%	26	13	2	4	3	31	川崎市外国人市民代表者会議条例
4	川崎市多文化共生社会推進協議会	多文化共生推進課	附属機関			5	5	4	80.0%	0	0	2	4	3	31	川崎市附属機関設置条例
5	川崎市住居表示懇談会 ☆	戸籍住民サービス課	懇談会等			6	6	3	50.0%	0	0	2	4	5	31	川崎市住居表示懇談会開催運営等要綱
—	川崎市コミュニティ施策検討有識者会議	協働・連携推進課	懇談会等													川崎市コミュニティ施策検討有識者会議開催運営等要綱
6	川崎市指定特定非営利活動法人審査会	市民活動推進課	附属機関			6	6	2	33.3%	0	0	2	2	8	31	川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例第19条、川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例施行規則第24条
—	川崎市自治功労賞選考委員会	市民活動推進課	附属機関													川崎市附属機関設置条例
7	川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会 ☆	人権・男女共同参画室	附属機関			12	12	6	50.0%	2	1	2	4	3	31	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例
8	川崎市差別防止対策等審査会	人権・男女共同参画室	附属機関			5	5	0	0.0%	0	0	2	4	3	31	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例
9	川崎市男女平等推進審議会	人権・男女共同参画室	附属機関			13	13	8	61.5%	3	2	2	3	3	31	男女平等かわさき条例
10	女性活躍推進中小企業認証部会 ☆	人権・男女共同参画室	部会	川崎市男女平等推進審議会		5	5	3	60.0%	0	0	1	3	3	31	男女平等かわさき条例
11	川崎市平和館運営委員会	平和館	附属機関			16	14	3	21.4%	0	0	2	2	9	30	川崎市平和館条例第13条 川崎市平和館条例施行規則第16条
12	川崎市スポーツ推進審議会 ☆	市民スポーツ室	附属機関			15	15	6	40.0%	3	2	2	4	4	30	スポーツ基本法第31条 川崎市スポーツ推進審議会条例 川崎市スポーツ推進審議会条例施行規則
13	2020東京オリンピック・パラリンピックに向けたかわさきプロジェクト外部連携会議	オリンピック・パラリンピック推進室	懇談会等			—	20	5	25.0%	0	0	1	3	3	31	2020東京オリンピック・パラリンピックに向けたかわさきプロジェクト外部連携会議開催運営等要綱(かわさきパラムーブメント推進フォーラム要綱)
14	川崎市文化芸術振興会議	市民文化振興室	附属機関			10	10	3	30.0%	2	0	3	2	9	30	川崎市文化芸術振興条例第9条 川崎市文化芸術振興会議規則
15	川崎市文化芸術振興会議 施設部会 ☆	川崎市岡本太郎美術館	部会	川崎市文化芸術振興会議		—	5	3	60.0%	0	0	1	2	9	30	川崎市文化芸術振興条例第9条 川崎市文化芸術振興会議規則
—	川崎市文化賞等選考委員会	市民文化振興室	附属機関													川崎市附属機関設置条例
	市民文化局合計(審議会等数:15)					167	62	37.1%	36	18						
<b>経済労働局</b>																
—	川崎市経済労働局指定管理者選定評価委員会	庶務課	附属機関													川崎市附属機関設置条例

No	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
1	川崎市産業振興協議会	企画課	附属機関		20	16	4	25.0%	0	0	2	2	10	31	川崎市附属機関設置条例
2	中小企業活性化専門部会	企画課	部会	川崎市産業振興協議会	-	9	1	11.1%	0	0	2	2	10	31	川崎市附属機関設置条例
3	川崎市消費者行政推進委員会	消費者行政センター	附属機関		9	9	6	66.7%	1	1	2	3	3	31	川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例第23条 川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則第23条～28条
4	川崎市消費者行政推進委員会苦情処理部会☆	消費者行政センター	部会	川崎市消費者行政推進委員会	10	9	4	44.4%	0	0	2	3	3	31	川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例第23条 川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則第23条～28条
5	川崎市食の安全確保対策懇談会☆	消費者行政センター	懇談会等		10	9	5	55.6%	1	1	2	2	10	31	川崎市食の安全確保対策懇談会開催運営等要綱
6	かわさきグリーンイノベーションクラスター懇談会	国際経済推進室	懇談会等		-	10	1	10.0%	0	0	2	3	10	14	かわさきグリーンイノベーションクラスター懇談会開催運営等要綱
7	川崎市大規模小売店舗立地審議会	商業振興課	附属機関		7	5	1	20.0%	0	0	2	4	5	31	川崎市大規模小売店舗立地審議会条例
8	川崎市観光振興計画推進委員会	観光プロモーション推進課	附属機関		10	10	1	10.0%	0	0	2	3	7	16	川崎市附属機関設置条例
9	川崎市農業振興計画推進委員会	農業振興課	附属機関		20	18	5	27.8%	2	2	3	3	3	31	川崎市附属機関設置条例
10	川崎市農業振興計画推進委員会 審査部会	農業振興課	部会	川崎市農業振興計画推進委員会	-	4	1	25.0%	0	0	2.75	3	3	31	川崎市附属機関設置条例
11	川崎市農業委員会委員選考委員会	農地課	附属機関		3	3	0	0.0%	0	0	3	5	1	29	川崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例第4条
12	早野地区活性化懇談会	農地課	懇談会等		-	14	1	7.1%	0	0					早野地区活性化懇談会設置要綱及び早野地区活性化懇談会開催運営等要綱
—	かわさき基準推進事業に関する懇談会	イノベーション推進室	懇談会等												かわさき基準推進事業実施要綱及びかわさき基準推進事業に関する懇談会開催運営等要綱
13	川崎市勤労者福祉共済運営協議会	労働雇用部	附属機関		30	15	4	26.7%	0	0	2	2	8	31	川崎市勤労者福祉共済条例第13条 川崎市勤労者福祉共済条例施行規則第17条・18条・19条
14	かわさきマイスター選考委員会	労働雇用部	附属機関		10	8	3	37.5%	0	0	3	3	7	31	川崎市附属機関設置条例
15	川崎市労働問題懇談会	労働雇用部	懇談会等		10	10	3	30.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市労働問題懇談会要綱
16	川崎市労働災害防止研究集会運営会議	労働雇用部	懇談会等		10	10	3	30.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市労働災害防止研究集会実施要綱
17	川崎市中央卸売市場開設運営協議会	中央卸売市場北部市場管理課	附属機関		20	11	3	27.3%	0	0	2	3	3	31	卸売市場法第13条 川崎市中央卸売市場業務条例第77条～80条 川崎市中央卸売市場業務条例施行規則第100条～106条
18	川崎市地方卸売市場南部市場運営審議会	中央卸売市場北部市場管理課	附属機関		13	8	1	12.5%	0	0	2	3	3	31	川崎市地方卸売市場業務条例第69条～第72条 川崎市地方卸売市場業務条例施行規則第83条～第87条
	経済労働局合計(審議会等数:18)					178	47	26.4%	4	4					
<b>環境局</b>															
1	川崎市環境局指定管理者選定評価委員会	庶務課	附属機関		8	6	2	33.3%	0	0	2	3	9	30	川崎市附属機関設置条例
2	余熱利用市民施設部会 ☆	庶務課	部会	川崎市環境局指定管理者選定評価委員会		3	1	33.3%	0	0	2	3	9	30	川崎市附属機関設置条例

No	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
3	橘りサイクルコミュニティセンター部会 ☆	庶務課	部会	川崎市環境局指定管理者選定評価委員会		3	1	33.3%	0	0	2	3	9	30	川崎市附属機関設置条例
4	川崎市環境審議会	環境調整課	附属機関		20	20	3	15.0%	4	1	2	4	3	31	川崎市環境基本条例第13条 川崎市環境基本条例施行規則第13条～16条
5	環境パートナーシップかわさき	環境調整課	懇談会等		30	28	5	17.9%	6	0	3	2	12	31	「環境パートナーシップかわさき」開催運営等要綱
—	川崎市地球温暖化防止活動推進センター選定委員会	地球環境推進室	附属機関												川崎市附属機関設置条例
6	川崎市環境影響評価審議会	環境評価室	附属機関		20	20	1	5.0%	2	0	2	2	11	30	川崎市環境影響評価に関する条例第75条 川崎市環境影響評価に関する条例施行規則第73～80条
7	川崎市環境影響評価審議会 専門部会	環境評価室	部会	川崎市環境影響評価審議会	13	13	1	7.7%	0	0	2	2	11	30	川崎市環境影響評価に関する条例第75条 川崎市環境影響評価に関する条例施行規則第73～80条
8	汚染土壌処理施設等専門家会議	水質環境課	懇談会等		なし	4	1	25.0%	0	0	2	2	12	31	川崎市汚染土壌処理施設許可等に関する事務手続要綱 汚染土壌処理施設等専門家会議開催運営等要綱
9	川崎市廃棄物処理施設等専門家会議	廃棄物指導課	附属機関		7	6	2	33.3%	0	0	2	4	3	31	川崎市附属機関設置条例
10	堤根処理センター整備事業に関する住民懇談会	施設建設課	懇談会等			10	2	20.0%	0	0	3	5	3	31	堤根処理センター整備事業に関する住民懇談会開催運営等要綱
11	川崎市環境総合研究所有識者懇談会 ☆	事業推進課	懇談会等		4	4	2	50.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市環境総合研究所有識者懇談会開催運営等要綱
	環境局合計(審議会等数:11)					117	21	17.9%	12	1					
<b>健康福祉局</b>															
1	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会 ☆	企画課	附属機関		8	6	3	50.0%	0	0	2	3	6	25	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市福祉サービス第三者評価事業推進委員会 ☆	企画課	附属機関		5	5	2	40.0%	0	0	2	3	1	31	川崎市附属機関設置条例
3	川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会 ☆	施設課	附属機関		5	5	2	40.0%	0	0	2	3	9	1	川崎市附属機関設置条例
—	公的介護施設等設置・運営法人選定部会	施設課	部会	川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会											川崎市附属機関設置条例
4	川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会 ☆	生活保護・自立支援室	懇談会等		12	11	5	45.5%	2	0	2	2	7	31	川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会開催運営要綱
5	川崎市社会福祉審議会	地域包括ケア推進室	附属機関		35	22	3	13.6%	0	0	3	5	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置) 川崎市社会福祉審議会条例
6	民生委員審査専門分科会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	8	8	2	25.0%	0	0	3	5	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置) 川崎市社会福祉審議会条例
7	身体障害者福祉専門分科会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	6	6	0	0.0%	0	0	3	5	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置) 川崎市社会福祉審議会条例
8	老人福祉専門分科会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	6	6	1	16.7%	0	0	3	5	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置) 川崎市社会福祉審議会条例
9	障害程度審査部会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	18	18	2	11.1%	0	0	3	5	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置) 川崎市社会福祉審議会条例
10	指定医師審査部会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	18	18	2	11.1%	0	0	3	5	3	31	社会福祉法第7条～13条(必置) 川崎市社会福祉審議会条例

No	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
11	指定自立支援医療機関審査部会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	19	19	2	10.5%	0	0	3	5	3	31	社会福祉法第7条~13条(必置) 川崎市社会福祉審議会条例
12	地域福祉専門分科会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市社会福祉審議会	8	8	1	12.5%	0	0	3	5	3	31	社会福祉法第7条~13条(必置) 川崎市社会福祉審議会条例
13	川崎市民生委員推薦会 ☆	地域包括ケア推進室	附属機関		14	14	6	42.9%	0	0	3	4	9	30	民生委員法第8条, 民生委員法施行令(必置), 川崎市民生委員推薦会規則
14	川崎区民生委員推薦区会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	2	28.6%	0	0	3	2	6	30	民生委員法第8条, 民生委員法施行令(必置), 川崎市民生委員推薦会規則
15	幸区民生委員推薦区会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	6	2	33.3%	0	0	3	2	6	30	民生委員法第8条, 民生委員法施行令(必置), 川崎市民生委員推薦会規則
16	中原区民生委員推薦区会 ☆	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	4	57.1%	0	0	3	2	6	30	民生委員法第8条, 民生委員法施行令(必置), 川崎市民生委員推薦会規則
17	高津区民生委員推薦区会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	2	28.6%	0	0	3	2	6	30	民生委員法第8条, 民生委員法施行令(必置), 川崎市民生委員推薦会規則
18	宮前区民生委員推薦区会 ☆	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	4	57.1%	0	0	3	3	6	30	民生委員法第8条, 民生委員法施行令(必置), 川崎市民生委員推薦会規則
19	多摩区民生委員推薦区会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	2	28.6%	0	0	3	2	6	30	民生委員法第8条, 民生委員法施行令(必置), 川崎市民生委員推薦会規則
20	麻生区民生委員推薦区会	地域包括ケア推進室	部会	川崎市民生委員推薦会	7	7	2	28.6%	0	0	3	3	6	30	民生委員法第8条, 民生委員法施行令(必置), 川崎市民生委員推薦会規則
21	障害者の相談支援体制の充実に関する懇談会 ☆	地域包括ケア推進室	懇談会等		11	11	6	54.5%	0	0	1	3	3	31	障害者の相談支援体制の充実に関する懇談会開催運営等要綱
22	川崎市地域包括支援センター運営協議会 ☆	地域包括ケア推進室	附属機関		10	10	4	40.0%	0	0	3	3	6	30	川崎市介護保険条例
23	川崎区地域包括支援センター運営協議会 ☆	地域支援担当	附属機関		8	8	4	50.0%	0	0	3	3	6	30	川崎市介護保険条例
24	幸区地域包括支援センター運営協議会	地域支援担当	附属機関		8	8	3	37.5%	0	0	3	3	6	30	川崎市介護保険条例
25	中原区地域包括支援センター運営協議会	地域支援担当	附属機関		8	8	5	62.5%	0	0	3	3	6	30	川崎市介護保険条例
26	高津区地域包括支援センター運営協議会	地域支援担当	附属機関		8	8	3	37.5%	0	0	3	3	6	30	川崎市介護保険条例
27	宮前区地域包括支援センター運営協議会 ☆	地域支援担当	附属機関		8	8	4	50.0%	0	0	3	3	6	30	川崎市介護保険条例
28	多摩区地域包括支援センター運営協議会 ☆	地域支援担当	附属機関		8	8	4	50.0%	0	0	3	3	6	30	川崎市介護保険条例
29	麻生区地域包括支援センター運営協議会	地域支援担当	附属機関		8	8	3	37.5%	0	0	3	3	6	30	川崎市介護保険条例
30	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会 高齢者部会(1) ☆	高齢者事業推進課	部会	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会	3	3	1	33.3%	0	0	2	3	6	25	川崎市附属機関設置条例
	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会 高齢者施設部会(2)	高齢者在宅サービス課	部会	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会											川崎市附属機関設置条例
31	川崎市福祉有償運送運営協議会	高齢者在宅サービス課・障害福祉課	附属機関		15	14	3	21.4%	2	1	2	3	5	31	川崎市附属機関設置条例
32	川崎市介護保険運営協議会 ☆	介護保険課	附属機関		20	20	9	45.0%	4	1	3	3	6	30	川崎市介護保険条例

No	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
33	地域密着型サービス等部会 ☆	高齢者事業推進課	部会	川崎市介護保険運営協議会	4	4	2	50.0%	1	0	3	3	6	30	川崎市介護保険条例
34	川崎市介護認定審査会 ☆	介護保険課	附属機関		259	259	131	50.6%	0	0	2	3	3	31	介護保険法
35	川崎市障害者施策審議会	障害計画課	附属機関		20	20	6	30.0%	0	0	2	4	5	20	障害者基本法第36条(必置) 川崎市障害者施策審議会条例
36	計画策定委員会	障害計画課	部会	川崎市障害者施策審議会	8	8	1	12.5%	0	0					障害者基本法第36条(必置) 川崎市障害者施策審議会条例
37	障害者差別解消支援地域協議会	障害計画課	部会	川崎市障害者施策審議会	11	11	2	18.2%	0	0	2	4	5	20	障害者基本法第36条(必置) 川崎市障害者施策審議会条例
38	川崎市障害支援区分認定審査会	障害計画課	附属機関		43	25	7	28.0%	0	0	2	3	3	31	障害者総合支援法第15条、川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例
—	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会 障害者施設部会	障害計画課 障害福祉課	部会	川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会											川崎市附属機関設置条例
39	川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会 ☆	障害福祉課	附属機関		6	5	2	40.0%	0	0	2	2	10	31	川崎市附属機関設置条例
40	川崎市精神保健福祉審議会	精神保健課	附属機関		20	15	3	20.0%	0	0	3	5	3	31	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第9条、川崎市精神保健福祉審議会条例
41	川崎市自殺対策評価委員会	精神保健課	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	3	3	3	31	川崎市自殺対策の推進に関する条例第12条 川崎市自殺対策評価委員会規則
42	地域活動支援センターA型の機能に関する懇談会 ☆	精神保健課	懇談会等		10	10	4	40.0%	0	0	1	3	3	31	地域活動支援センターA型の機能に関する懇談会開催運営等要綱
43	川崎市身体障害者更生資金貸付審査会	障害者雇用・就労推進課	附属機関		若干名	5	1	20.0%	0	0	1	2	7	31	川崎市身体障害者更生資金貸付条例第8条 川崎市身体障害者更生資金貸付審査会規則
44	川崎市精神医療審査会	精神保健福祉センター	附属機関		15	15	5	33.3%	0	0	2	4	3	31	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第12条
45	精神保健福祉センター研究倫理及び利益相反に関する懇談会 ☆	精神保健福祉センター	懇談会等		7	7	3	42.9%	0	0	2	3	3	31	川崎市精神保健福祉センター調査研究倫理に関する要綱
46	川崎市措置入院制度運営等に関する懇談会	精神保健福祉センター	懇談会等		13	13	2	15.4%	0	0	2	3	3	31	川崎市措置入院制度運営等に関する懇談会運営要綱
47	川崎市地域医療審議会	保健医療政策室	附属機関		30以内	19	3	15.8%	1	1	2	4	3	31	川崎市地域医療審議会条例
48	救急医療体制検討委員会	保健医療政策室	部会	川崎市地域医療審議会	8以内	8	2	25.0%	0	0	2	4	3	31	川崎市地域医療審議会条例
49	保健部会	保健医療政策室	部会	川崎市地域医療審議会	8以内	5	1	20.0%	0	0	2	4	3	31	川崎市地域医療審議会条例
50	調査部会	保健医療政策室	部会	川崎市地域医療審議会	8以内	7	2	28.6%	0	0	2	4	3	31	川崎市地域医療審議会条例
51	災害時医療体制検討部会	保健医療政策室	部会	川崎市地域医療審議会	8以内	7	0	0.0%	0	0	2	4	3	31	川崎市地域医療審議会条例
—	周産期医療運営専門部会	保健医療政策室	部会	川崎市地域医療審議会											川崎市地域医療審議会条例
52	川崎市食育推進会議	健康増進課	附属機関		19	18	11	61.1%	2	1	2	3	6	30	食育基本法第33条第1項 川崎市食育推進会議条例
53	川崎市食育推進会議部会 ☆	健康増進課	部会	川崎市食育推進会議	19	14	8	57.1%	2	1	2	3	6	30	食育基本法第33条第1項 川崎市食育推進会議条例

No	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
54	川崎市保健所運営協議会	健康増進課	附属機関		20	20	5	25.0%	0	0	2	2	11	30	地域保健法第11条 川崎市保健所運営協議会条例
55	市民健康づくり運動推進懇談会 ☆	健康増進課	懇談会等		20	12	6	50.0%	1	0	2	3	5	31	川崎市市民健康づくり運動推進懇談会開催運営要綱
56	川崎市公害健康被害認定審査会	環境保健課	附属機関		15	14	1	7.1%	0	0	2	2	9	30	公害健康被害の補償等に関する法律第44条・45条(必置)、川崎市公害健康被害認定審査会条例
57	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会	環境保健課	附属機関		6	6	0	0.0%	0	0	2	2	9	30	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会条例
58	川崎市成人ぜん息患者医療費助成認定審査会	環境保健課	附属機関		6	6	1	16.7%	0	0	2	4	3	31	川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例第8条、川崎市成人ぜん息患者医療費助成認定審査会規則
59	川崎市血液対策協議会	医事・薬事課	附属機関		20	12	4	33.3%	0	0	2	3	3	31	川崎市血液対策センター条例
60	川崎地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	10	2	20.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
61	幸地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	10	3	30.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
62	中原地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	10	3	30.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
63	高津地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	10	2	20.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
64	宮前地区血液対策協議会	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	10	3	30.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
65	多摩地区血液対策協議会 ☆	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	10	6	60.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
66	麻生地区血液対策協議会 ☆	医事・薬事課	部会	川崎市血液対策協議会	20	10	4	40.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市血液対策センター条例施行規則 川崎市地区血液対策協議会要綱
67	川崎市医療安全相談センター運営協議会 ☆	医事・薬事課	附属機関		9	8	4	50.0%	0	0	2	3	7	31	川崎市附属機関設置条例
68	川崎市精度管理専門委員会	医事・薬事課	附属機関		6	5	1	20.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市附属機関設置条例
69	川崎市市民葬儀運営協議会	生活衛生課	附属機関		10	7	2	28.6%	0	0	2	4	3	31	川崎市葬祭条例第16条(必置)
—	健康福祉局指定管理者選定評価委員会 斎苑部会	生活衛生課	部会	健康福祉局指定管理者選定評価委員会											川崎市附属機関設置条例
70	川崎市予防接種運営委員会	感染症対策課	附属機関		18	18	4	22.2%	0	0	2	3	5	31	川崎市予防接種運営委員会条例
71	予防接種事故対策部会	感染症対策課	部会	川崎市予防接種運営委員会	7	7	2	28.6%	0	0	2	3	5	31	川崎市予防接種運営委員会条例
72	川崎市感染症診査協議会	感染症対策課	附属機関		18	18	3	16.7%	0	0	2	3	3	31	川崎市感染症診査協議会条例
73	川崎市感染症対策協議会	感染症対策課	附属機関		26	26	3	11.5%	0	0	2	3	6	30	川崎市附属機関設置条例
74	川崎市結核対策推進委員会	感染症対策課	部会	川崎市感染症対策協議会	12	12	3	25.0%	0	0	2	3	6	30	川崎市附属機関設置条例
75	川崎市感染症発生動向調査委員会	感染症対策課	部会	川崎市感染症対策協議会	8	8	1	12.5%	0	0	2	3	6	30	川崎市附属機関設置条例

No	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
76	川崎市新型インフルエンザ等対策検討委員会	感染症対策課	部会	川崎市感染症対策協議会	4	4	0	0.0%	0	0	2	3	6	30	川崎市附属機関設置条例
77	川崎市地域感染症対策ネットワーク委員会	感染症対策課	部会	川崎市感染症対策協議会	8	8	2	25.0%	0	0	2	3	6	30	川崎市附属機関設置条例
78	川崎市国民健康保険運営協議会	医療保険課	附属機関		11	11	1	9.1%	3	1	3	4	5	31	国民健康保険法第11条(必置) 川崎市国民健康保険条例第2条・3条 川崎市国民健康保険運営協議会規則
79	川崎市指定難病審査会	国民年金・福祉医療課	附属機関		16	16	0	0.0%	0	0	2	4	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
80	消化器系疾患群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	4	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
81	神経・筋疾患群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	4	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
82	免疫系疾患群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	4	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
83	骨・関節系疾患群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	4	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
84	皮膚・結合組織疾患群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	4	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
85	血液系疾患群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	4	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
86	呼吸器系疾患群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	4	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
87	循環器系疾患群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	4	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
88	視覚系疾患群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	4	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
89	腎・泌尿器系疾患群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	4	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
90	代謝・内分泌系疾患群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	2	2	0	0.0%	0	0	2	4	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
91	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	4	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
92	耳鼻科系疾患群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	4	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
93	聴覚・平衡機能系疾患群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	4	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
94	脳神経外科疾患群専門部会	国民年金・福祉医療課	部会	川崎市指定難病審査会	1	1	0	—	0	0	2	4	3	31	難病の患者に対する医療等に関する法律/川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例(平成30年川崎市条例第8号)
健康福祉局合計(審議会等数:94)						1092	361	33.1%	18	6					
<b>こども未来局</b>															
1	川崎市子ども・子育て会議 ☆	企画課	附属機関		25以内	22	10	45.5%	2	2	2	3	3	31	子ども・子育て支援法第77条, 川崎市子ども・子育て会議条例
2	計画推進部会 ☆	企画課	部会	川崎市子ども・子育て会議	—	8	4	50.0%	0	0	2	3	3	31	子ども・子育て支援法第77条, 川崎市子ども・子育て会議条例



No	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
3	教育・保育推進部会 ☆	企画課	部会	川崎市子ども・子育て会議	—	10	4	40.0%	1	1	2	3	3	31	子ども・子育て支援法第77条, 川崎市子ども・子育て会議条例
4	子ども・子育て支援推進部会 ☆	企画課	部会	川崎市子ども・子育て会議	—	7	3	42.9%	1	1	2	3	3	31	子ども・子育て支援法第77条, 川崎市子ども・子育て会議条例
5	川崎市児童福祉審議会 ☆	企画課	附属機関		20以内	20	10	50.0%	0	0	2	4	3	31	児童福祉法第8条(必置) 川崎市児童福祉審議会条例
6	第1部会	企画課	部会	川崎市児童福祉審議会	—	6	2	33.3%	0	0	2	4	3	31	児童福祉法第8条(必置) 川崎市児童福祉審議会条例
7	第2部会	企画課	部会	川崎市児童福祉審議会	—	8	5	62.5%	0	0	2	4	3	31	児童福祉法第8条(必置) 川崎市児童福祉審議会条例
8	第3部会 ☆	企画課	部会	川崎市児童福祉審議会	—	6	3	50.0%	0	0	2	4	3	31	児童福祉法第8条(必置) 川崎市児童福祉審議会条例
9	第4部会 ☆	企画課	部会	川崎市児童福祉審議会	—	5	2	40.0%	0	0	2	4	3	31	児童福祉法第8条(必置) 川崎市児童福祉審議会条例
10	検証部会	企画課	部会	川崎市児童福祉審議会	—	9	6	66.7%	0	0	2	4	3	31	児童福祉法第8条(必置) 川崎市児童福祉審議会条例
11	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会 ☆	企画課	附属機関		8以内	5	2	40.0%	0	0	2	3	6	30	川崎市附属機関設置条例
12	青少年教育施設・こども文化センター部会 ☆	企画課	部会	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会	8以内	5	2	40.0%	0	0	2	3	6	30	川崎市附属機関設置条例
13	母子生活支援施設部会 ☆	企画課	部会	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会	8以内	5	2	40.0%	0	0	2	3	6	30	川崎市附属機関設置条例
14	保育所部会 ☆	企画課	部会	川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会	8以内	3	2	66.7%	0	0	2	3	6	30	川崎市附属機関設置条例
15	川崎市保育所等整備事業者選定委員会 ☆	保育所整備課	附属機関		5	5	3	60.0%	0	0		3	3	31	川崎市附属機関設置条例
16	民間活用推進部会 ☆	保育所整備課	部会	川崎市保育所等整備事業者選定委員会		5	2	40.0%	0	0		3	3	31	川崎市附属機関設置条例
—	公立保育所民営化部会	保育所整備課	部会	川崎市保育所等整備事業者選定委員会											川崎市附属機関設置条例
17	川崎市保育所入所児童等健康管理委員会 ☆	運営管理課	附属機関		6	5	3	60.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市附属機関設置条例
18	川崎市小児慢性特定疾病審査会	こども保健福祉課	附属機関		7	7	2	28.6%	0	0	2	2	12	31	児童福祉法第19条の4(必置)
—	川崎市母子保健懇談会	こども保健福祉課	懇談会等												川崎市母子保健懇談会開催運営等要綱
19	川崎市子どもの権利委員会	青少年支援室	附属機関		10	10	3	30.0%	2	1	3	4	9	30	川崎市子どもの権利に関する条例
—	行動計画策定部会	青少年支援室	部会	川崎市子どもの権利委員会											川崎市子どもの権利に関する条例
—	行動計画評価部会	青少年支援室	部会	川崎市子どもの権利委員会											川崎市子どもの権利に関する条例
—	実態意識調査部会	青少年支援室	部会	川崎市子どもの権利委員会											川崎市子どもの権利に関する条例
—	対話部会	青少年支援室	部会	川崎市子どもの権利委員会											川崎市子どもの権利に関する条例

No	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
—	幹事会	青少年支援室	部会	川崎市子どもの権利委員会											川崎市子どもの権利に関する条例
—	川崎市いじめ総合調整委員会	青少年支援室	附属機関												川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例第13条
20	川崎市青少年問題協議会	青少年支援室	附属機関		35	25	4	16.0%	0	0	2	2	8	31	地方青少年問題協議会法、川崎市青少年問題協議会条例、川崎市青少年問題協議会条例施行規則
21	川崎市放課後子ども総合プラン推進会議	青少年支援室	懇談会等			8	3	37.5%	0	0	2	3	7	31	川崎市放課後子ども総合プラン推進会議開催運営等要綱
	こども未来局合計(審議会等数:21)					184	77	41.8%	6	5					
<b>まちづくり局</b>															
1	川崎市建築審査会	まちづくり調整課	附属機関		7	7	2	28.6%	0	0	2	4	3	31	建築基準法第78条～83条(必置) 川崎市建築審査会条例
2	川崎市開発審査会 ☆	まちづくり調整課	附属機関		7	7	3	42.9%	0	0	2	2	7	31	都市計画法第78条(必置) 川崎市開発審査会条例
3	川崎市建築等紛争調停委員会	まちづくり調整課	附属機関		9	9	3	33.3%	0	0	2	3	12	31	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第19条
—	川崎市建築等紛争調停委員会小委員会	まちづくり調整課	部会	川崎市建築等紛争調停委員会											川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第19条
4	川崎市都市計画審議会	都市計画課	附属機関		20 以内	19	2	10.5%	3	1	2	4	4・5	30・31	都市計画法第77条の2、第87条の2 川崎市都市計画審議会条例
5	都市計画提案制度小委員会 ☆	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会	5	4	2	50.0%	0	0	2	2・4	6・4	30	川崎市都市計画審議会条例施行規則
6	都市計画マスタープラン小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会	13	13	2	15.4%	3	1	2	4	4・5	30・31	川崎市都市計画審議会条例施行規則
7	都市計画道路網のあり方検討小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会	4	4	0	0.0%	0	0	2	4	4	30	川崎市都市計画審議会条例施行規則
8	低炭素都市づくり等検討及び評価小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会	4	4	1	25.0%	0	0	2	3・4	4	20・30	川崎市都市計画審議会条例施行規則
—	川崎縦貫高速鉄道小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会											川崎市都市計画審議会条例施行規則
—	防災都市計画のあり方検討小委員会	都市計画課	部会	川崎市都市計画審議会											川崎市都市計画審議会条例施行規則
9	川崎市地区まちづくり審議会 ☆	都市計画課	附属機関		7 以内	5	2	40.0%	2	0	2	2	6	30	川崎市地区まちづくり育成条例第16条、川崎市地区まちづくり育成条例施行規則第27条
10	川崎市都市景観審議会 ☆	景観・地区まちづくり支援担当	附属機関		15 以内	15	6	40.0%	3	0	2	3	6	30	川崎市都市景観条例第27条 川崎市都市景観条例施行規則第29条～34条
11	川崎市都市景観審議会 専門部会	景観・地区まちづくり支援担当	部会	川崎市都市景観審議会	6	6	4	66.7%	0	0	2	3	6	30	川崎市都市景観条例第27条 川崎市都市景観条例施行規則第29条～34条
12	川崎市駐車場整備計画策定に関する検討会議	交通政策室	懇談会等		10	10	0	0.0%	0	0	計画策定まで			川崎市駐車場整備計画策定に関する検討会議運営等要綱	
13	川崎市都市計画事業登戸土地区画整理審議会	登戸区画整理事務所	附属機関		10	9	0	0.0%	0	0	5	5	12	16	土地区画整理法第56条～64条(必置)、川崎市都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例第8条～15条
14	登戸土地区画整理事業評価員 ☆	登戸区画整理事務所	専門委員		3	3	1	33.3%	0	0	なし			土地区画整理法第65条、川崎市都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例第19条	

No	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
15	川崎市住宅政策審議会 ☆	住宅整備推進課	附属機関		15以内	15	9	60.0%	3	3	2	3	4	30	川崎市住宅基本条例第20条 川崎市住宅政策審議会規則
16	川崎市住宅政策審議会 専門部会 ☆	住宅整備推進課	部会	川崎市住宅政策審議会		5	3	60.0%	0	0	-	-			川崎市住宅基本条例第20条 川崎市住宅政策審議会規則
17	川崎市住宅政策審議会 事業評価部会 ☆	市営住宅管理課	部会	川崎市住宅政策審議会		2	1	50.0%	0	0	-	-			川崎市住宅基本条例第20条 川崎市住宅政策審議会規則
—	川崎市空家等対策協議会	住宅整備推進課	附属機関												空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項 川崎市空家等対策協議会条例
18	川崎市宅地耐震化推進事業検討懇談会	宅地企画指導課	懇談会等		4	3	0	0.0%	0	0	2	2	7	13	川崎市宅地耐震化推進事業検討懇談会開催運営等要綱
まちづくり局合計(審議会等数:18)						140	41	29.3%	14	5					
<b>建設緑政局</b>															
1	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会 ☆	庶務課	附属機関		8	4	2	50.0%	0	0	2	3	7	15	川崎市附属機関設置条例
2	緑化センター部会	みどりの企画管理課	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	8	5	1	20.0%	0	0	2	3	7	15	川崎市附属機関設置条例
3	ゴルフ場部会 ☆	みどりの企画管理課	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	8	3	2	66.7%	0	0	2	3	7	15	川崎市附属機関設置条例
4	富士見公園南側部会 ☆	みどりの企画管理課	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	8	5	2	40.0%	0	0	2	3	7	15	川崎市附属機関設置条例
5	川崎市多摩川プラン推進会議	多摩川施策推進課	附属機関		10	10	1	10.0%	3	1	2	4	3	31	川崎市附属機関設置条例
6	多摩川緑地部会	多摩川施策推進課	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	3	3	0	0.0%	0	0	2	3	7	15	川崎市附属機関設置条例
7	霊園部会 ☆	霊園事務所	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	3	3	1	33.3%	0	0	2	3	7	15	川崎市附属機関設置条例
8	生田緑地部会	生田緑地整備事務所	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	8	4	1	25.0%	0	0	2	3	7	15	川崎市附属機関設置条例
9	川崎市等々力緑地再編整備計画推進委員会 ☆	等々力緑地再編整備室	附属機関		10	10	4	40.0%	2	2	2	4	3	22	川崎市附属機関設置条例
10	川崎市屋外広告物審議会	路政課	附属機関		15	13	5	38.5%	3	0	2	4	3	31	川崎市屋外広告物条例第39条、川崎市屋外広告物条例施行規則第34条～38条
—	川崎市自転車等駐車対策協議会	自転車利活用推進室	附属機関												自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第8条、川崎市自転車等駐車対策協議会条例
11	自転車対策部会 ☆	自転車利活用推進室	部会	川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会	8	3	1	33.3%	0	0	2	3	7	15	川崎市附属機関設置条例
建設緑政局合計(審議会等数:11)						63	20	31.7%	8	3					
<b>港湾局</b>															
1	川崎港港湾審議会	経営企画課	附属機関		35	26	4	15.4%	0	0	2	3	5	24	港湾法第35条の2(必置) 川崎港港湾審議会条例
2	川崎市港湾局指定管理者選定評価委員会 ☆	庶務課	附属機関		8	5	2	40.0%	0	0	2	3	6	16	川崎市附属機関設置条例

No	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
	港湾局合計(審議会等数:2)					31	6	19.4%	0	0					
<b>臨海部国際戦略本部</b>															
1	臨海部ビジョン推進懇談会	臨海部事業推進部	懇談会等		—	4	0	0.0%	0	0		4	3	31	臨海部ビジョン推進懇談会開催運営等要綱
	臨海部国際戦略本部合計(審議会等数:1)					4	0	0.0%	0	0					
<b>川崎区役所</b>															
1	川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会	総務課	附属機関		8	6	2	33.3%	0	0	2	3	5	31	川崎市附属機関設置条例
2	東海道かわさき宿交流館部会 ☆	総務課	部会	川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会		3	1	33.3%	0	0	2	3	5	31	川崎市附属機関設置条例
3	大師公園部会 ☆	総務課	部会	川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会		3	1	33.3%	0	0	2	3	5	31	川崎市附属機関設置条例
4	川崎市スポーツ・文化総合センター部会 ☆	総務課	部会	川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会		3	1	33.3%	0	0	2	3	5	31	川崎市附属機関設置条例
5	川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会 ☆	企画課	附属機関		5	3	1	33.3%	0	0	2	2	6	30	川崎市附属機関設置条例
6	川崎区地域福祉計画推進会議	地域ケア推進課	懇談会等			13	4	30.8%	0	0	2	4	3	31	川崎区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱
	川崎区役所合計(審議会等数:6)					31	10	32.3%	0	0					
<b>幸区役所</b>															
1	川崎市幸区指定管理者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関		8	3	1	33.3%	0	0	2	3	5	31	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市幸区市民提案型協働事業審査委員会 ☆	企画課	附属機関		5	5	3	60.0%	0	0	2	3	5	31	川崎市附属機関設置条例
3	幸区地域福祉計画推進会議 ☆	地域ケア推進課	懇談会等		15	15	9	60.0%	0	0	3	3	3	31	幸区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱
	幸区役所合計(審議会等数:3)					23	13	56.5%	0	0					
<b>中原区役所</b>															
1	川崎市中原区指定管理者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関		8	3	1	33.3%	0	0	2	3	10	3	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市中原区市民提案型協働事業審査委員会 ☆	企画課	附属機関		5	5	3	60.0%	0	0	2	2	12	31	川崎市附属機関設置条例 中原区市民提案型事業実施要綱
3	コスギ・コミュニティ創発会議	地域振興課	懇談会等		—	14	2	14.3%	0	0	1	3	3	31	コスギ・コミュニティ創発会議設置要綱
4	コミュニティガバナンス推進会議	地域振興課	懇談会等		—	9	2	22.2%	0	0	1	3	3	31	コミュニティガバナンス推進会議設置要綱
5	スペースマネジメント推進会議	地域振興課	懇談会等		—	9	2	22.2%	0	0	1	3	3	31	スペースマネジメント推進会議設置要綱

No	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
6	コスギ・プロジェクト推進会議	地域振興課	懇談会等		-	10	2	20.0%	0	0	1	3	3	31	コスギ・プロジェクト推進会議設置要綱
7	中原区地域福祉計画推進検討会議 ☆	地域ケア推進課	懇談会等		—	10	5	50.0%	0	0	3	3	3	31	中原区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱
中原区役所合計(審議会等数:7)						60	17	28.3%	0	0					
<b>高津区役所</b>															
1	川崎市高津区指定管理者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関		8	3	2	66.7%	0	0	2	3	5	31	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市高津区市民提案型協働事業審査委員会 ☆	企画課	附属機関		5以内	5	3	60.0%	0	0	2	3	8	23	川崎市附属機関設置条例
3	高津区地域課題対応事業外部評価懇談会 ☆	企画課	懇談会等		5以内	4	2	50.0%	0	0	2	3	3	31	高津区地域課題対応事業外部評価懇談会開催運営等要綱
4	「エコシティたかつ」推進会議	企画課	懇談会等		概ね20	23	7	30.4%	5	3	2	2	6	30	「エコシティたかつ」推進会議開催運営等要綱
5	高津区地域福祉計画推進会議 ☆	地域ケア推進課	懇談会等		20	20	9	45.0%	2	1	3	3	3	31	高津区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱
高津区役所合計(審議会等数:5)						55	23	41.8%	7	4					
<b>宮前区役所</b>															
1	川崎市宮前区指定管理者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関		8	3	1	33.3%	0	0	2	4	3	31	川崎市附属機関設置条例
2	宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議 ☆	地域ケア推進課	懇談会等		10	10	4	40.0%	0	0	1	3	3	31	川崎市宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議開催運営等要綱
宮前区役所合計(審議会等数:2)						13	5	38.5%	0	0					
<b>多摩区役所</b>															
1	川崎市多摩区指定管理者選定評価委員会	総務課	附属機関		3	3	0	0.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市多摩区市民提案型協働事業審査委員会	企画課	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市附属機関設置条例
3	多摩区支え合いのまちづくり推進会議	地域ケア推進課	懇談会等			18	4	22.2%	0	0	3	3	3	31	多摩区支え合いのまちづくり推進会議運営要綱
多摩区役所合計(審議会等数:3)						26	5	19.2%	0	0					
<b>麻生区役所</b>															
1	川崎市麻生区指定管理者選定評価委員会 ☆	総務課	附属機関		8	3	1	33.3%	0	0	2	3	5	31	川崎市附属機関設置条例
2	川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会	企画課	附属機関		5	5	1	20.0%	0	0	2	4	2	23	川崎市附属機関設置条例
3	あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議	地域ケア推進課	懇談会等		14	13	9	69.2%	3	3	3	3	3	31	あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議開催運営等要綱

No	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等	
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日		
	麻生区役所合計(審議会等数:3)					21	11	52.4%	3	3						
<b>上下水道局</b>																
1	川崎市上下水道事業経営審議委員会	経営企画課	懇談会等			14	13	3	23.1%	1	1	2	2	9	30	川崎市上下水道事業経営審議委員会要綱
2	川崎市上下水道局指定管理者選定評価委員会☆	経営企画課	懇談会等			3	3	2	66.7%	0	0	2	3	6	30	川崎市上下水道局指定管理者選定評価委員会設置要綱
	上下水道局合計(審議会等数:2)					16	5	31.3%	1	1						
<b>交通局</b>																
—	川崎市交通局広告付きバス停留所上屋広告物審査委員会	管理課	懇談会等													川崎市交通局広告付きバス停留所上屋広告物審査委員会設置要綱
1	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会☆	管理課	懇談会等			8	8	4	50.0%	0	0	1	3	5	31	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会設置要綱
2	川崎市交通局営業所管理委託事業者選定・評価委員会 ☆	管理課 経営企画課	懇談会等			8	6	3	50.0%	0	0	2	3	3	31	川崎市交通局営業所管理委託事業者選定・評価委員会設置要綱
3	川崎市バス事業アドバイザー・ボード	経営企画課	懇談会等			8	7	2	28.6%	0	0	2	4	3	17	川崎市バス事業アドバイザー・ボード設置要綱
	交通局合計(審議会等数:3)					21	9	42.9%	0	0						
<b>病院局</b>																
—	川崎市立多摩病院運営協議会	経営企画室	懇談会等													川崎市立多摩病院運営協議会開催運営等要綱
1	川崎市立病院運営委員会	経営企画室	懇談会等			6	6	1	16.7%	0	0	3	4	3	31	川崎市立病院運営委員会設置要綱
2	地域医療支援病院運営委員会	川崎病院患者総合サポートセンター	懇談会等			12	12	3	25.0%	0	0	2	4	3	31	川崎市立川崎病院地域医療支援病院運営委員会要綱
	病院局合計(審議会等数:2)					18	4	22.2%	0	0						
<b>消防局</b>																
1	川崎市メディカルコントロール協議会	救急課	附属機関			11	11	1	9.1%	0	0	2	4	3	31	川崎市附属機関設置条例
2	作業部会	救急課	部会	川崎市メディカルコントロール協議会		7	7	1	14.3%	0	0	2	4	3	31	川崎市附属機関設置条例
3	安全管理検討部会	救急課	部会	川崎市メディカルコントロール協議会		4	4	0	0.0%	0	0	2	4	3	31	川崎市附属機関設置条例
4	川崎市危険物等保安審議会	危険物課	附属機関			20	15	0	0.0%	0	0	2	4	3	31	川崎市附属機関設置条例 川崎市危険物等保安審議会要綱
5	川崎市コンビナート安全対策委員会	危険物課	附属機関			4	4	0	0.0%	0	0	2	3	10	19	川崎市附属機関設置条例 川崎市コンビナート安全対策委員会要綱
	消防局合計(審議会等数:5)					41	2	4.9%	0	0						

No	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
<b>市民オンブズマン事務局</b>															
1	川崎市市民オンブズマン ☆	市民オンブズマン事務局	附属機関		2	2	1	50.0%	0	0	3	3・4	12・3	31	川崎市市民オンブズマン条例 川崎市市民オンブズマン条例施行規則
2	川崎市人権オンブズパーソン ☆	人権オンブズパーソン担当	附属機関		2	2	1	50.0%	0	0	3	4・5	3	31	川崎市人権オンブズパーソン条例 川崎市人権オンブズパーソン条例施行規則
	市民オンブズマン事務局合計(審議会等数:2)					4	2	50.0%	0	0					
<b>教育委員会事務局</b>															
—	川崎市教育委員会事務局指定管理者選定評価委員会	庶務課	附属機関												川崎市附属機関設置条例
1	川崎市教育改革推進会議	教育政策室	懇談会等		13	13	3	23.1%	2	1	2	3	3	31	川崎市教育改革推進会議運営要綱
2	学校運営協議会	教育政策室	附属機関		264	177	60	33.9%	0	0	1	3	3	31	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 川崎市学校運営協議会規則
—	小杉駅周辺地区小学校通学区域等検討会議	教育環境整備室	懇談会等												小杉駅周辺地区小学校通学区域等検討会議運営等要綱
3	川崎市いじめ防止対策連絡協議会	指導課	附属機関		25	13	3	23.1%	0	0	2	3	1	31	川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例
4	川崎市いじめ問題専門調査委員会	指導課	附属機関		5	4	1	25.0%	0	0	2	3	1	18	川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例
5	川崎市教科用図書選定審議会 ☆	指導課	附属機関		20	16	7	43.8%	0	0	1	3	5	17	川崎市附属機関設置条例
6	川崎市社会教育委員会議	生涯学習推進課	附属機関		20	20	6	30.0%	2	1	2	4	4	30	社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員 条例, 川崎市社会教育委員会議規則
7	教育文化会館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10 以内	8	6	75.0%	1	1	2	4	4	30	社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員 条例, 川崎市社会教育委員会議規則
8	幸市民館専門部会 ☆	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10 以内	8	4	50.0%	1	1	2	4	4	30	社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員 条例, 川崎市社会教育委員会議規則
9	中原市民館専門部会 ☆	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10 以内	8	4	50.0%	1	0	2	4	4	30	社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員 条例, 川崎市社会教育委員会議規則
—	高津市民館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議											社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員 条例, 川崎市社会教育委員会議規則
10	宮前市民館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10 以内	8	6	75.0%	1	1	2	4	4	30	社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員 条例, 川崎市社会教育委員会議規則
11	多摩市民館専門部会 ☆	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10 以内	8	4	50.0%	1	1	2	4	4	30	社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員 条例, 川崎市社会教育委員会議規則
12	麻生市民館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10 以内	8	5	62.5%	1	1	2	4	4	30	社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員 条例, 川崎市社会教育委員会議規則
13	図書館専門部会 ☆	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10 以内	10	4	40.0%	2	0	2	4	4	30	社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員 条例, 川崎市社会教育委員会議規則
14	青少年科学館専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10 以内	10	2	20.0%	2	0	2	4	4	30	社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員 条例, 川崎市社会教育委員会議規則
15	日本民家園専門部会 ☆	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	10 以内	10	4	40.0%	2	2	2	4	4	30	社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員 条例, 川崎市社会教育委員会議規則
16	有馬・野川生涯学習支援施設専門部会 ☆	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議	8 以内	8	4	50.0%	2	1	2	4	4	30	社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員 条例, 川崎市社会教育委員会議規則

No	審議会名	所管課	区分	部会の母体となる附属機関名	委員		女性委員		公募委員		任期(年)	現委員の任期			設置根拠法令等
					定数(人)	現員(人)	現員(人)	女性比率(%)	現員(人)	公募のうち女性(人)		年	月	日	
—	青少年教育施設専門部会	生涯学習推進課	部会	川崎市社会教育委員会議											社会教育法第15条～18条, 川崎市社会教育委員条例, 川崎市社会教育委員会議規則
17	川崎市文化財審議会	文化財課	附属機関		10	10	3	30.0%	0	0	2	4	4	30	川崎市文化財保護条例第3条・第4条
18	川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会	文化財課	附属機関		10	10	1	10.0%	0	0	2	4	3	31	川崎市附属機関設置条例
19	調査部会	文化財課	部会	川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会	6	6	0	0.0%	0	0	2	4	3	31	川崎市附属機関設置条例
20	整備部会	文化財課	部会	川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会	6	6	1	16.7%	0	0	2	4	3	31	川崎市附属機関設置条例
21	川崎市地名資料収集懇談会	文化財課	懇談会等		—	4	1	25.0%	0	0	なし	未定			川崎市地名資料収集懇談会運営等要綱
教育委員会事務局合計(審議会等数:21)						365	129	35.3%	16	9					
<b>選挙管理委員会事務局</b>															
1	川崎市明るい選挙推進協議会	選挙課	懇談会等		なし	15	4	26.7%	0	0	2	4	3	31	川崎市明るい選挙推進協議会規約
選挙管理委員会事務局合計(審議会等数:1)						15	4	26.7%	0	0					
<b>監査事務局</b>															
—	川崎市監査専門委員	行政監査課	専門委員												地方自治法第200条の2、川崎市監査専門委員設置規定
監査事務局合計(審議会等数:—)															
<b>全局区合計(審議会等総数:286)</b>						<b>3046</b>	<b>946</b>	<b>31.1%</b>	<b>136</b>	<b>62</b>					



## 7 各局区の審議会等における女性委員の参加比率分布

局区名 女性比率	総務企画局	財政局	市民文化局	経済労働局	環境局	健康福祉局	こども未来局	まちづくり局	建設緑政局	港湾局	臨海部国際戦略本部	川崎区役所	幸区役所	中原区役所	高津区役所	宮前区役所	多摩区役所	麻生区役所	上下水道局	交通局	病院局	消防局	市民オンブズマン事務局	教育委員会事務局	選挙管理委員会事務局	合計	構成比(%)	
100%																										0	0.0%	
90.0-99.9%																											0	0.0%
80.0-89.9%			1																								1	0.3%
70.0-79.9%	1																							2		3	1.0%	
60.0-69.9%			3	1		3	5	3	1			2	1	2				1	1					1		24	8.4%	
50.0-59.9%	6		3	1	1	12	3	2	1				1	1						2			2	4		39	13.6%	
40.0-49.9%	4	1	1	1		10	8	3	2	1				1	1									3		36	12.6%	
30.0-39.9%	2	3	3	3	4	11	3	2	3			6	1	1	1	1		1						3		48	16.8%	
20.0-29.9%	5	1	2	6	2	22	1	2	2				3			2	1	1	1	1	1			5	1	58	20.3%	
10.0-19.9%	3			4	2	14	1	2	1	1			1								1	1		2		33	11.5%	
0.0-9.9%	2		2	2	2	8		4	1		1					1						4	1			28	9.8%	
うち 0.0%			1	1		6		4	1		1					1						3		1		19	6.6%	
委員が1人	1	1				14																				16	5.6%	
合計	24	6	15	18	11	94	21	18	11	2	1	6	3	7	5	2	3	3	2	3	2	5	2	21	1	286	100.0%	

### 【女性比率40%を満たしていない審議会等の数】

40%未満	10	1	6	15	8	54	5	9	5	1	1	2	0	4	1	0	3	1	1	1	2	5	0	11	1	147	51.4%
-------	----	---	---	----	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	-----	-------

注1) 委員総数が3人の審議会等の場合、男女いずれか1人いる状態で男女ほぼ同数の審議会等とする。

注2) 委員数が1人の審議会等については、比率を算出してない。

\*所管する審議会等全てで女性比率を達成しているのは、幸区役所、宮前区役所、市民オンブズマン事務局である。

\*各局区ごとの女性委員の参加比率を区分ごとに見ると、20.0%～29.9%の審議会等の数が58(構成比20.3%)と最も多い。

## 8 女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画

局等名			審議会等名	女性委員ゼロとなった理由	女性の参加促進計画		
					令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
1	市民文化局	人権・男女共同参画室	川崎市差別防止対策等審査会	学識経験者枠で、憲法、行政法、人権擁護等に精通する女性研究者、実務家が少ない現状がある。			任期更新に合わせて1人増やすことを目標とする(20%)。
2	経済労働局	農地課	川崎市農業委員会委員選考委員会	選考委員として想定した農学系の学識経験者や元農業委員長、産業経済関係団体役員に女性がいなかったため。	任期中で委員が交代する場合には、女性の参画に向け、候補者に働きかける。	任期中で委員が交代する場合には、女性の参画に向け、候補者に働きかける。	現任の学識経験者など関係者に早期から女性学識者の紹介を働きかける。1人増やす(33%)。
3	健康福祉局	地域包括ケア推進室	川崎市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会	女性委員推薦の配慮を行った上で各団体宛て依頼しているが、推薦を依頼する団体(役職者)に女性が少ない現状がある。	任期中で委員が交代する場合には、引き続き女性委員の推薦について団体に依頼する。	任期中で委員が交代する場合には、引き続き女性委員の推薦について団体に依頼する。	任期中で委員が交代する場合には、引き続き女性委員の推薦について団体に依頼する。
4		保健医療政策室	川崎市地域医療審議会災害時医療体制検討部会	本市の災害医療に関する専門的見識者については、現状、災害拠点病院等において男性がその立場に就いている状況にあり、直ちに女性を推薦することが困難であるため。			各病院等の状況を随時確認し、後任として女性候補の紹介を依頼するなど、女性の比率向上に努める。1人増やす(14.3%)。
5		環境保健課	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会	委員の定員が少ない上、任期中の退任により、女性委員推薦の配慮を行った上で依頼したが女性委員の推薦がなかったため。	任期中で委員が交代する場合には、女性の参画に向け、候補者に働きかける。	任期中で委員が交代する場合には、女性の参画に向け、候補者に働きかける。	令和4年度の委員改選に向け、継続して目標比率に到達した働きかけを実施する。
6		感染症対策課	川崎市感染症対策協議会新型インフルエンザ等対策検討委員会	委員の定員が少ない上、医療分野に女性管理職が少ない。		現に女性が就いている役職等も含むなど、限定的な職務指定の必要性を検討する。	
7		国民年金・福祉医療課	川崎市指定難病審査会	指定難病に関し学識経験を有する難病指定医の中から、特に豊富な学識経験を有する難病指定医を指定難病審査会の委員とすべく選考を進めた結果、女性の候補者が少なかったため。		現任委員など関係者に早期から特に豊富な学識経験を有する女性の難病指定医の紹介を働きかける。	
8		国民年金・福祉医療課	川崎市指定難病審査会代謝・内分泌系疾患専門部会	指定難病のうち、代謝・内分泌系疾患に関し学識経験を有する難病指定医の中から、特に豊富な学識経験を有する難病指定医を指定難病審査会の委員とすべく選考を進めた結果、女性の候補者が少なかったため。		現任委員など関係者に早期から特に豊富な学識経験を有する女性の難病指定医の紹介を働きかける。	
9	まちづくり局	交通政策室	川崎市駐車場整備計画策定に関する検討会議	各団体等に職の指定をせず推薦を依頼したが、専門知識を有する女性が少ない分野であり、結果として女性の推薦がなかったため。	本年度計画策定予定のため、委員変更の予定はないが、施策推進にあたり会議体等の協議体制を構築する場合には、知識を有する女性の紹介を関係者に働きかける。		
10		登戸区画整理事務	川崎市計画事業登戸土地区画整理審議会	10名の委員のうち、8名は権利者の中から選挙により選出し、2名の学識経験者は、土地区画整理事業について学識経験を有する者から選任するが、ともに女性の候補者が少ないため、登用が難しい。	任期中で委員が交代する場合には、女性の参画に向け、候補者に働きかける。	任期中で委員が交代する場合には、女性の参画に向け、候補者に働きかける。	任期中で委員が交代する場合には、女性の参画に向け、候補者に働きかける。

局等名		審議会等名	女性委員ゼロとなった理由	女性の参加促進計画			
				令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
11	まちづくり局	都市計画課	都市計画道路網のあり方検討小委員会	母体となる都市計画審議会において、都市計画分野等に該当する女性研究者が少なく、女性委員選任が難しい状況があるため。	任期中で委員が交代する場合には、引き続き女性の参画に向け、候補者に働きかける。	任期中で委員が交代する場合には、引き続き女性の参画に向け、候補者に働きかける。	現職の学識経験者が退任する機会を捉えて、女性の紹介をいただいたり、同分野の女性を探し、女性比率40%をめざす。
		宅地企画指導課	川崎市宅地耐震化推進事業検討懇談会	懇談会委員は、宅地耐震化推進事業の学識経験を有する者から選任するが、宅地耐震の分野は極めて専門的であるため女性の候補者が少なく、登用が難しい。	現委員に紹介等いただきながら、女性委員ゼロの解消に努める。1人増やす(25%)。	現委員に紹介等いただきながら、女性委員の登用に努める。	現委員に紹介等いただきながら、女性委員の登用に努める。
13	建設緑政局	多摩川施策推進課	川崎市建設緑政局指定管理選定者評価委員会 多摩川緑地部会	財務及び専門的知識を有し、多摩川に精通する女性学識委員が見当たらなかったため	任期中で委員が交代する場合には、引き続き女性委員の推薦について団体に依頼する。	現任の委員の方から学識者をご紹介いただき、女性委員を1名増やす(33.3%)。	任期中で委員が交代する場合には、引き続き女性委員の推薦について団体に依頼する。
14	臨海部国際戦略本部	臨海部事業推進部	臨海部ビジョン推進懇談会	推進方策や評価に関する意見聴取を実施するため、ビジョン策定に携わった知見を活かすこととしたことから、結果全員男性となっている。			懇談会の議題に沿って、現任の学識経験者など関係者に早期から女性学識者の紹介を働きかける。1人増やす。
15	多摩区役所	総務課	川崎市多摩区指定管理者選定評価委員会	令和元年7月13日の任期満了前に女性委員1名の退任が急遽決まり、新委員の選任に当たっては当該委員が属していた税理士会からという制約がある中で推薦していただいたため。	令和2年9月頃に開催する臨時会では委員を2名増員し5名とするが、うち1名を女性とする(20%)。	委員3名中1名を女性とする(33.3%)。	令和3年度の状況を継続
16		救急課	川崎市メディカルコントロール協議会安全管理検討部会	委員4名中4名が職務指定となっており、その役職は現在全員男性となっている。		関係機関への委員推薦依頼の際に、推薦書に女性参画の推薦について一文を明記して各機関に周知する。	
17	消防局	危険物課	川崎市危険物等保安審議会	学識経験者枠で、危険物等取扱い事業所の環境安全部門の女性管理職が少ない現状がある。	任期中で委員が交代する場合には、現在の委員に女性委員の紹介をお願いする。	令和4年度の委員改選に合わせ、現任の学識経験者などの関係者に早期から女性学識者の紹介を働きかける。	
18		危険物課	川崎市コンビナート安全対策委員会	危険物施設事故の原因調査等の分野において、女性学識経験者が少ない現状がある。	任期中で委員が交代する場合には、現在の委員に女性委員の紹介をお願いする。	引き続き、人材検索システムの活用や、委員からの紹介等により目標達成に努める。	
19	教育委員会事務局	文化財課	川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会調査部会	学識経験者枠で研究者を探したが、候補となる女性研究者が少ないため	任期中で委員が交代する場合には、退任する委員に引き続き女性委員の推薦を依頼する。	任期中で委員が交代する場合には、退任する委員に引き続き女性委員の推薦を依頼する。	現在の学識経験者に後任としての女性学識経験者の紹介をお願いする。1人増やす(16.7%)。

# 参 考 资 料

## 川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、男女平等かわさき条例（平成13年川崎市条例第14号）の理念に基づき、政策・方針決定の場における女性の参画を拡大するため、審議会等の委員への女性の参加を積極的に促進することを目的とする。

### (対象)

第2条 この要綱で「審議会等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく  
附属機関
- (2) 地方自治法第174条の規定に基づく専門委員
- (3) 要綱等に基づき開催される懇談会

### (目標)

第3条 審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成することを最終目標とし、次の各号に掲げる事項を令和3年度までの目標とする。

- (1) 審議会等委員の女性比率が40パーセントとなるよう目指す。
- (2) 女性委員のいない審議会等をなくす。

### (局長等の責務)

第4条 川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局及び本部並びに市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会局の長（以下「局長等」という。）は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項に配慮し、柔軟かつ積極的な取組に努めるものとする。

- (1) 委員を選任する際は、積極的に女性の人材発掘に努めること。
- (2) 専門的な知識や経験を有する者を選任する際には、専門領域や職種等をできるだけ幅広くとらえ、女性の人材を求めること。
- (3) 団体に推薦を依頼する際には、役職者等に限定せず、女性の適任者を推薦するよう協力を求めること。

### (事前協議)

第5条 局長等は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、第3条に掲げる目標を達成するために、委員が確定する前に、この要綱に定める「審議会等の委員選任に係る事前協議書」（別記様式）に基づき、男女共同参画推進員（各所管局庶務担当課長）の合議の上、市民文化局長と事前協議を行うものとする。

2 市民文化局長は、事前協議後速やかに、前項の協議結果を当該局長等に通知するものとする。

3 審議会等の委員の委嘱においては、前項により通知された事前協議書の結果を添付するものとする。

4 市民文化局長は、個人情報保護に十分留意しながら広く女性の人材情報を収集し、局長等の求めに応じ、その提供を行うものとする。

(女性の参加状況調査)

第6条 局長等は、市民文化局長の要請に応じ、毎年度、その所管に属する審議会等の委員への女性の参加状況を調べ、また、その促進計画を作成し、指定する期日までに市民文化局長に提出するものとする。

2 前項により実施された調査結果は、これを公表するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第3項及び第4項の規定については、審議会等委員の委嘱日が平成20年4月1日以後のものから適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

# 審議会等の委員選任に係る事前協議書

年 月 日

市民文化局長 様

局長

所管課名 \_\_\_\_\_ 課

担当者名 \_\_\_\_\_ 内線 \_\_\_\_\_

川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱第5条に基づき、審議会等の委員選任に係る事前協議を行います。

審議会等名							新規設置・改選年月日		年 月 日						
根拠法令等							再任の取扱い (○をつける)		あり なし						
区 分	現 状 値 (※改選時に記入)					選任予定 (※新規・改選時に記入)					検討後の選任予定 (※新規・改選時に記入)				
	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)
委 員 内 訳	学識経験														
	団体推薦														
	市民公募														
	行政職員														
	合 計														
※目標値（女性比率 40%）を達成しない理由、選任予定の女性比率 50%未満で現状値より比率が下がる理由															

※協議の経緯・結果  委員構成の改正  人材情報の提供  要綱の改正  その他

※選任における課題等

## 審議会等の委員選任に係る事前協議結果通知書

年 月 日

局長 様

以上のとおり、事前協議が終了しましたので、協議結果について通知いたします。

市民文化局長



# 川崎市審議会等委員の女性の参加状況調査票（様式1）

記入所管課名	局	部	担当
		課	内線

**【記入に関する留意点】**

- \* **各課(室)**で所管するすべての審議会等(部会を含む)が記入対象となります。**様式1に含まれない審議会等があれば欄を追加して**記入をお願いします。
- \* **「R2.6.1現在の活動状況」は記入必須項目**です。「委員内訳」以降は、R2.6.1現在「活動中」の審議会等のみ御回答をお願いします。
- \* 調査の対象となる審議会等の欄の修正あれば赤字みえ消しで記載をお願いします。
- \* 審議会等については「附属機関設置等設置台帳(R2.4.1現在)」と「令和元年度川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査」をもとに作成しています。

調査対象となる審議会等(枠内修正等あれば赤字で記載)					記入必須事項 R2.6.1現在の活動状況	「R2.6.1現在 活動中」と回答した審議会等のみ回答											
No	審議会名	所管課(室)	根拠法令等	設置の区分 部会の母体となる附属機関名		委員内訳						会長(性別)	副会長(性別)	任期(年)	現委員の任期		今後の設置の方向性
						定数(人)	委員総数(人)	委員総数のうち女性委員		委員総数のうち公募委員					年月日から	年月日まで	
数(人)	割合(%)	数(人)	うち女性数(人)														

女性委員ゼロの審議会等の女性参加促進計画書（様式2）

記入所管課名	局	部	担当
		課	内線

No	審議会等の名称	所管課名	任期 (年)	現委員の 任期満了 年月日	女性委員ゼロとなった 理由	女性の参加促進計画		
						令和2年度	令和3年度	令和4年度
						目標	目標	目標
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								

令和2(2020)年度  
川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査報告書

令和2(2020)年11月発行

川崎市市民文化局人権・男女共同参画室  
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2  
川崎フロンティアビル9階  
電話 044-200-2300 FAX 044-200-3914



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市